

令和 7 年度
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 6 年 6 月

千 葉 市



千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

本年は、千葉市基本計画がスタートし2年目を迎えます。「みんなが輝く都市と自然が織りなす・千葉市」の実現のため、子ども医療費助成の拡充などの「幅広い子育て支援」、身近な移動手段の確保などの「持続的な公共交通ネットワークの形成」、避難所の機能強化などの「災害対応体制の強化」など、新たな時代を切り拓く未来志向のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

そうした本市における様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和7年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和6年6月

千葉市長 神谷俊一

目 次

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

1 物価高騰への対策について……………	1
---------------------	---

[内閣官房・内閣府・厚生労働省]

2 感染症対策における財政支援等について……………	3
---------------------------	---

[内閣官房・内閣府・総務省]

3 地方分権改革の推進について……………	5
----------------------	---

4 地方創生の推進について……………	9
--------------------	---

[こども家庭庁・文部科学省]

5 「こども未来戦略」に関する要望について……………	13
----------------------------	----

[こども家庭庁]

6 子育て支援の推進について……………	17
---------------------	----

7 子どもの貧困対策の推進について……………	21
------------------------	----

8 児童相談所の体制強化について……………	23
-----------------------	----

[デジタル庁・総務省]

9 システム標準化に係る経費の補助について……………	27
----------------------------	----

[総務省]

10 地方交付税における算定方法の見直しについて……………	31
-------------------------------	----

[法務省・文部科学省]

11 在留外国人に対する日本語教育等の推進について……………	35
--------------------------------	----

[文部科学省]

12 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について……………	39
---------------------------------	----

13 夜間中学に係る支援の充実について……………	43
--------------------------	----

14 ICTを活用した学習環境の整備について……………	45
-----------------------------	----

15 公立学校施設の整備推進について……………	49
-------------------------	----

16 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について……………	51
-----------------------------------	----

[厚生労働省]

17	医療的ケア者支援に係る財政措置について……………	55
18	特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて……………	57
19	障害福祉サービスに係る十分な財政措置について……………	61
20	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための 所要の措置について……………	63
21	国民健康保険制度への支援措置等について……………	67

[経済産業省・環境省]

22	2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び 暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について……………	69
23	持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について……	71

[国土交通省・環境省]

24	モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の 拡充について……………	75
----	---	----

[国土交通省]

25	バス路線の維持確保に係る支援について……………	77
26	航空機騒音の改善について……………	79
27	J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について…	81
28	首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の 整備促進について……………	83
29	「圏域の拠点都市」として、都市基盤を構築する街路事業の拡充と 安定的な財源の確保について……………	85
30	安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進について…	87

[国土交通省・財務省]

31	国土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新及び脱炭素事業に 係る温室効果ガス排出量削減のための財政支援について……………	91
----	---	----

[環境省]

32	雑品スクラップに対する規制の拡充について……………	95
33	循環型社会形成推進交付金制度の充実について……………	97

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

1 物価高騰への対策について

世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしています。

こうした中、政府がエネルギー価格の激変緩和策や賃上げ・価格転嫁対策等を講じてきたことは認識しています。

しかし、いまだ出口の見えない物価高騰が市民生活や事業活動、行政運営においても重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。
- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。
- (3) 市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について物価の状況に応じ、財政措置すること。

[要望理由]

- (1) 令和4年度以降、電気・都市ガス料金の負担軽減といった政府による国全体での支援策や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による自治体の実情に応じた支援策が展開されている。

コロナ禍からの経済回復を確実に促進するために、令和7年度の物価状況を見極め、必要に応じて国の一元的な支援の継続と地域特性を踏まえた自治体による支援に対する十分な財源措置を要望する。

- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野の施設においても物価高騰の影響によりサービス提供に係る費用が増加しており、現時点では自治体ごとに追加給付を行っているため、地域差が発生している可能性がある。

令和6年1月22日付け事務連絡「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定において、物価高騰・賃金上昇等の状況を踏まえた対応を行うことが示されているが、令和7年度においても、物価高騰の影響を適切に反映した各種公的価格の算定が必要である。

- (3) 令和6年1月22日付け事務連絡「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、市有施設の管理経費における光熱費高騰分が普通交付税の基準財政需要額に算入されることが示されているが、現在の物価高騰による自治体への影響が令和7年度においても継続する場合には、市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について財政措置を要望する。

〔千葉市担当〕 財政局財政部財政課 TEL 043-245-5073

[参 考]

1 千葉市の消費者物価指数の状況

- ・令和6年3月の市内消費者物価指数は、前年同月比2.3%の上昇となっており、令和6年1月の1.6%、2月の2.2%から上昇の傾向が続いている。
- ・「食料」の4.4%、「家具・家事用品」の2.9%など、日常生活に欠かすことができない費目において、物価の高騰が継続している。

R6.3千葉市の消費者物価指数（R2年=100）

単位：％

	総合	食料	住居	光熱水費	家具・家事用品	被服	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
指 数	106.6	114.0	103.3	108.5	114.1	103.8	99.9	96.8	104.7	112.1	105.6
前月比	0.4	0.3	0.1	1.0	0.2	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.9	0.4
前年同月比	2.3	4.4	0.7	△ 4.2	2.9	0.6	1.2	2.6	1.8	6.8	1.1

2 千葉市の令和6年度物価高騰対策事業

- ・学校・保育施設等の給食費支援（予算額 4.6億円）
- ・下水道事業光熱費高騰分支援（予算額 1.9億円）

２ 感染症対策における財政支援等について

今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ、新興再興感染症による感染症危機に直面する可能性が今後もあることから、今回の経験により蓄積した様々な課題について、優先順位などを整理したうえで、その具体策を策定するなど、事前の準備を十分行う必要があると考えます。

本市においても、今後再びやってくる可能性のある新興再興感染症の流行時への対応も見据え、各種感染拡大防止対策やワクチン接種をはじめ、いざというときに迅速な対応を取ることができるよう、保健所をはじめとした体制を強化するための財源を確保しておく必要があると考えます。

さらに、定期予防接種に要する費用の財源については、地方交付税措置がなされているところでありますが、近年の定期予防接種対象疾患の拡充により、財政負担が増加しています。定期予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、国民の健康の保持に寄与するため、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう自治体の財政負担を軽減する必要があると考えます。

ついては、今後の感染症対策において、次の事項について、強く要望いたします。

- (１) 今後起こり得る新興再興感染症への対応については、感染拡大の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようにすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。
- (２) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。
- (３) 定期予防接種に係る財源については、国の責任において自治体に更なる財政支援を行うこと。

[要望理由]

新型コロナウイルス等新興再興感染症への対応については、感染拡大の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に財政面で負担を生じさせないことを要望する。

さらに、新興再興感染症に備え、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保などの施策を含め、地域の実情に応じて効果的かつ迅速に実施できるよう、地方の意見を踏まえた財政措置が必要であるとともに、交付金について指定都市を直接の交付対象とするなど、感染症対策のさらなる充実を図る必要がある。

また、定期予防接種に要する費用については、A類疾病では9割程度、B類疾病では3割程度が地方交付税措置されているが、対象疾患の拡充により市町村の財政負担が増加しており、特に新型コロナウイルスワクチンについてはB類となっていること、ワクチンの価格が高額であることから、多大な財政負担が見込まれる。定期予防接種は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、国民の健康の保持に寄与するため、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう自治体に更なる財政支援を行うことを要望する。

[千葉市担当] ・ 新興再興感染症に関すること

保健福祉局医療衛生部健康危機管理課 TEL 043-245-5229

・ 定期予防接種に関すること

保健福祉局医療衛生部医療政策課 TEL 043-245-5207

3 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「県費負担教職員の給与負担等の権限移譲」、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」など一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組みが必要であります。

ついては、真の地方分権改革の推進のため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加
- (4) 法律による計画策定義務等の見直し

〔要望理由〕

- (1) 市民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であり、道府県に比肩する高度な行政能力を有する圏域の中核都市である指定都市が、将来にわたってその責任と役割を最大限果たすため、**指定都市への事務・権限の移譲と、事務・権限に見合った税源移譲を積極的に進めるとともに、指定都市市長会が従来から提案している「特別自治市制度」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。**
- (2) 提案募集方式については、これまで10回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応する」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に応えていないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、**国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。**
- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である**指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。**
- (4) 依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化による国の関与が存在しており、地方の負担となっている。**国は、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組む必要がある。**

〔千葉市担当〕 総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043-245-5047

【参 考】

本市からの提案に対する国の対応（令和５年１２月２２日、閣議決定）

【令和５年度提案】

	提案事項	政府の対応方針
千葉市単独提案	1 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化 一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものもあり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平11法117） 地方公共団体が公共施設等の整備等を行う際に優先してPPP/PFI手法を検討するための手続及び基準等（以下この事項において「優先的検討規程」という。）の策定については、地方公共団体がその実情に応じて優先的検討規程の策定及び運用の判断が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。
	2 公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針において、2か年を限度とされている公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担について、2か年を超える設定を可能とすること 公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針（6-（1）-1）において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81） 公立学校施設整備費国庫負担事業（3条）については、3か年の国庫債務負担行為（財政法（昭22法34）15条）を令和7年度から可能とする。
	3 住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供及び法解釈の明確化 住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法（平29法65） 「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁）については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。
	4 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し（再エネ電力の調達契約の適用除外化）	対応なし
	5 国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化 保険医療機関等への国または都道府県の指導、監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善を求める。	国民健康保険法（昭33法192）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80） 保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等（国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項に基づく指導及び報告等をいう。）並びに施設基準等に係る適時調査における経済上の措置に関する事務のうち返還金同意書等については、当該事務及び負担軽減及び効率化に資するよう、電磁的記録の提供等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	6 地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること【重点35】 学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大	学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を通正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	7 災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和 災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」に関する救助対象等の緩和 ①対象物 現在：土石、竹木等一被災家庭の家財を追加 ②対象場所 現在：居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関一対象範囲を住居と敷地内のすべてに拡充	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	8 災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し 災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」における期間延長の運用について、災害救助法施行令第1条第1項第4号が適用される等大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に時間を要することが明らかで、障害物の除去に要する期間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めるなど、被災状況に即した運用とすること。	災害救助法（昭22法118） 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（以下この事項において「土砂等」という。）で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（4条1項10号及び施行令第2条2号）については、車両、建具、植物、フェンス、道路構造物及び築地構造物等が土砂等に含まれることや、床下の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化するため、「災害救助事務取扱要領」（令5内閣府政策統括官（防災担当）通知）を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。
	9 災害救助法に基づく障害物の除去における対象物の明確化 災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」における対象物の明確化	災害救助法（昭22法118） 救助の期間（4条4項及び施行令第3条2項）については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。
指定都市共同提案	10 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	子ども・子育て支援法（平24法65） 特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に対して行う申請（32条1項及び44条1項）については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	11 幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化 幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） （イ）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。（関係府省：文部科学省）〔措置済み（令和5年12月7日付けこども家庭庁次官室保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）〕
	12 認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除 認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	児童福祉法（昭22法164） 認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項（施行規則49条の6）のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	13 認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除 認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	児童福祉法（昭22法164） 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項（34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項）のうち、インターネットを利用してその内容を開覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	14 一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること 一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	児童福祉法（昭22法164） 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項（34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項）のうち、インターネットを利用してその内容を開覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	15 障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直し ①障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とすること ②介護保険対象者の重度訪問介護について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	16 子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（一般型）における基本分の基準額に係る補助区分の見直し 子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（一般型）における補助基準額について、年間延べ利用児童数300人以上施設の補助区分の細分化と拡充を求める。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	17 育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し【重点20】 「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。 （例） ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等	児童福祉法（昭22法164）及び雇用保険法（昭49法116） 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	18 市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和 待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、重の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。	子ども・子育て支援法（平24法65） 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）の中間年の見直しについては、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。

4 地方創生の推進について

本市では、令和5年度から開始した、新たな総合計画となる「千葉市基本計画」及び「第1次実施計画」に、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を統合し、人口減少の抑制や地域社会・地域経済の活性化に向けた総合的かつ戦略的な取組みを推進しております。

本市は、高い昼夜間人口比率に示される拠点性を持つ一方で、東京圏内にありながらも豊かな自然環境を有しており、都市の利便性と自然の魅力の磨き上げによる、「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けて、デジタル技術も活用しながら、創造的で活力ある市民生活の質の一層の向上と持続可能な都市経営に取り組んでおります。

また、本市及び周辺を含む圏域は、東京圏にありながら自立した性格を有しており、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても示されたように、デジタルの力も活用しながら物理的距離を超えて地域連携を強化し、圏域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めることで、地方創生の取組みの加速化及び深化を図っています。

一方で、近年、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大に代表されるように、自治体の財政状況に起因する行政サービスの大きな格差が生じておりますが、東京圏に位置する本市を含む圏域においても深刻な問題となっており、デジタル田園都市国家構想が目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を妨げる事態となっています。

ついては、本市及び周辺都市を含む圏域における地方創生の取組みをより効果的で、実効性の高いものとするため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、地域におけるデジタル技術の実装に資するものを含め、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。

(3) こども施策をはじめとする居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスについては、国の責任により必要な財源を確保するとともに、地方の実情に沿った施策を自らの責任で提供するため、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。

[要望理由]

(1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和4年には80万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、28年連続の転入超過を記録している。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進んでおり、本市においても、転入超過を維持しているが、今後数年で人口減少局面に転じることは避けられない見込みである。

このように、東京圏にあっても地域ごとに異なる人口動態がみられることを考慮すると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生起業支援・移住支援」、「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型」といった地方創生に資する国の取組みにおいて、一都三県を「東京圏」とし、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられていることは、都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

自治体戦略2040構想研究会、あるいはデジタル田園都市国家構想総合戦略においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらぬ状況が継続した場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど圏域における中心都市としての拠点性を有している。デジタル技術の実装に向けた取組みの推進、雇用の創出や商業、観光機能の強化による交流人口の拡大など、本市の拠点性をさらに強化することで、圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進することが可能となる。ついては、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

(2) 本市ではこれまで、12件の事業についてデジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただき、うち5件は、現在も事業を推進しているところである。

今後、拠点性と豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、デジタル技術も活用しつつ「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けたまちづくりの推進のため、デジタル田園都市国家構想交付金の一層の活用により本市地方創生の取組みを進めていく予定であることに加え、全国における需要増も考えられることから、令和7年度以降も、デジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費総額の十分かつ安定的な確保が必要である。

(3) 近年、東京都では、全国的にも突出した独自施策を打ち出しており、特に、こども施策をはじめとする居住する地域にとらわれず等しく提供されるべき行政サービスにおいて、周辺自治体との地域間格差が大きく拡大していることは極めて深刻な事態である。

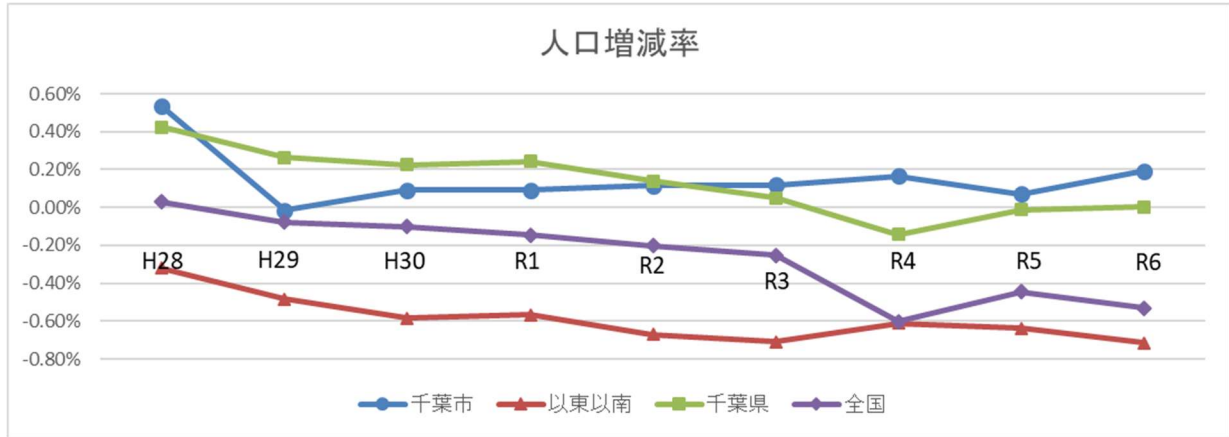
こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものであり、こども・子育て支援施策については、自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、国の責任と財源により必要な措置を講じる必要がある。

また、地方税は、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するうえで、最も重要な基盤であることから、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築することを要望する。

[千葉市担当] 総合政策局総合政策部政策企画課 Tel 043-245-5046

[参 考]

1 平成28年から令和6年までの人口増減率（各年1月1日時点）



【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- 千葉市においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、千葉県全体では人口減少に転じている。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

2 デジタル田園都市国家構想交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

【千葉市の活用事業】

- ・幕張新都心を中心とした先端技術実装による都市型未来都市の実現
- ・高齢者のeスポーツ推進
- ・証明書オンライン申請の拡充
- ・統合型GISでの小中学校学区地図データ作成
- ・住民に寄り添った相談・支援業務を行うためのデジタル技術活用（地域間連携事業）

5 「こども未来戦略」に関する要望について

今般、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が決定した「こども未来戦略」の中で、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」と示されていますが、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などの取組みについては、保育人材確保等に関する具体的な対策が示されておらず、人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。また、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されておらず、多子世帯への保育料の負担軽減などについては、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じているなど、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。さらに、子ども医療費助成制度については、充実・強化に向けた具体的な方策の言及がなく、対象年齢や自己負担額等については、居住地により自治体のサービス水準に格差が生じております。

こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、次の事項について強く要望いたします。

(1) 保育人材の確保について

- ア 国による保育人材確保の取組みの推進
- イ 保育士等の処遇改善の充実
- ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実
- エ こども誰でも通園制度の本格実施に向けた適切な制度設計

(2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施

(3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充

(4) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設

[要望理由]

- (1) ア 昨年末に策定された「こども未来戦略」に基づき、今般、3歳児及び4・5歳児の職員配置基準が引き上げられるとともに、通常国会において法案審議中の改正子ども・子育て支援法においては、「こども誰でも通園制度」の令和7年度法制化、令和8年度給付化（乳児等のための支援給付の創設）が規定されているが、これらの施策を真に実効性のあるものとするためには、**現場でサービス提供を担う保育人材の確保がこれまで以上に重要となる。**

本市においては、保育士等のなり手を増やすための取組みとして、保育士修学資金等貸付や保育士資格取得支援、潜在保育士再就職支援などを実施しているほか、人材の確保・定着を図るための取組みとして、国の補助制度を活用した、給付費における処遇改善加算の支給や月額6万3千円を上限とした家賃補助に加え、本市独自に月額3万円の給与の上乗せ助成などを実施しているところであるが、**全国的な保育人材不足の中、これを抜本的に解消するためには、国において主体的に保育人材の確保に取り組むことが必要であり、保育人材が安定的に供給されるよう施策を講ずるほか、各自治体が実施する保育人材の確保策に係る補助率を嵩上げする等、財政措置を拡充するよう要望する。**

- イ 本市では、令和2年4月から5年連続となる待機児童ゼロを達成しているが、一方で、先に触れたとおり全国的な保育人材不足の中、保育士等の確保が難しくなっている。保育士等の処遇改善については、令和4年2月より保育士等の収入を3%程度引き上げる措置がなされ、令和4年10月以降も処遇改善等加算Ⅲとして継続されたことから、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱと合わせて保育士等の処遇改善及び保育人材確保に一定の効果があるものと評価できる。しかしながら、賃金構造基本統計調査によると保育士の平均年収は依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、国が公定価格により適切に措置すべきところ、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。「こども未来戦略」においても保育士等の更なる処遇改善を進める旨が盛り込まれたところであるが、**職員が長く勤められ、経験を積んでより良い保育を提供できるような給料、勤務体系を実現するためには、更なる公定価格の引上げを行う必要がある。**

- ウ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、運営の継続や、新規事業参入を阻害する要因となっている。特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育人材確保が難しい状況となっている。全国的な保育人材不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、**安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。**

エ 「こども誰でも通園制度」は、上記アのとおり、令和7年度の法制化、令和8年度の給付化が予定されているが、本市では、未だ保育需要が上昇傾向にあり、定員充足率が高いことから、前述のような**保育士の確保が困難な状況の中では、如何にして需要に対応できる受入れ体制を確保するかが課題**となる。

また、同制度を利用する児童が通常保育を利用する児童と一緒に過ごす場合に保育内容に及ぼす影響、特別な支援を必要とする児童の受入れ、保育現場における事務手続きを含めた負担増、実施施設における事業収支など、懸念される点が少なくない。

令和6年度は、本市を含む各自治体によって試行的事業が実施されているところであるが、試行に取り組んだ自治体の意見を十分に尊重するとともに、その検証結果を踏まえ、**保育士確保等の諸課題に対応できる持続可能な制度設計及び安定的かつ十分な財政措置が必要**である。

- (2) 学校給食費については、生活保護の教育扶助などの既存制度や、本市における第3子以降無償化など自治体独自の施策により、無償化などの負担軽減措置が既に一部講じられているところである。

しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減措置は、こうした既存制度への該当の有無や、居住地の違いによって異なるべきではなく、全国において公平に実施されるべき施策であることから、これらの既存制度は廃止した上で、**国の財政措置により、学校給食費の無償化を実施することを要望する。**

また、国の財政措置に当たっては、自治体による食物アレルギー対応施策や給食費の違いなどの独自性を反映させる必要がある。

- (3) 幼児教育・保育の無償化によって、3歳未満の非課税世帯及び3歳以上の保育料が無償化されたものの、多子世帯の負担軽減策については、国の基準により、年収約360万円以上の世帯において、きょうだいの年齢や同時入所対象施設などによるカウント対象児童の制限が設けられている。そのため、**きょうだいの年齢が離れている世帯や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用している世帯などについては、軽減の対象外となっており、所得や世帯構成の違いなどによって、不合理な格差が生じている状態である。**

こうした中、各自治体は、所得や年齢、同時入所の条件の見直しや、第2子以降の保育料無償化など、国制度を補うために独自の多子軽減策を講じており、その結果、同じ世帯構成であるにも関わらず、居住地の違いによって負担する保育料に大きな差が生じている。

本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることがあってはならず、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図るよう要望する。

- (4) 子ども医療費助成制度は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減

減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、高校3年生相当年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

[千葉市担当] 子ども・子育て支援新制度	こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課	TEL 043-245-5100
	こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課	TEL 043-245-5726
	こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課	TEL 043-245-3188
	学校給食費	TEL 043-245-5945
子ども医療費	子ども医療費	TEL 043-245-5178
	子ども医療費	TEL 043-245-5178

[参 考]

1 一時預かり事業の状況 (令和6年4月1日現在)

施設数	定 員
75	各施設設定人数による

2 子ども医療費助成

項 目	令和5年度実績見込	令和6年度当初見込
助 成 件 数	1,657,316件	1,601,846件

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。令和6年8月診療分から入院費・通院費ともに対象を高校3年生相当年齢まで拡大。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。

6 子育て支援の推進について

本市では、令和2年3月に「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月から5年連続となる保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。

国においては、「こどもまんなか社会」を目指す上で新たな司令塔となる「こども家庭庁」が設置され、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、認可保育施設閉園時の支援策の創設、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

ついては、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国の財政支援及び都道府県からの財源移譲
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設
- (3) 定員割れ等を理由とし、閉園することとなった認可保育施設への支援策の創設
- (4) 子ども・子育て支援交付金の基準額の見直し
 - ・ 長期休暇支援加算額の基準額の見直し

[要望理由]

- (1) 私立幼稚園の施設整備に対する補助については、国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、平成27年度から、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、原則、保育機能部分の改築費用を国及び本市が負担している。

さらに、これまで認定こども園の幼稚園機能部分の耐震化整備については、国の負担であったが、こども家庭庁設置を機に認定こども園施設整備に係る交付金が統合（就学前教育・保育施設整備交付金）され、幼稚園機能部分の耐震化整備についても市町村の負担が生じることとなったため、国の財政支援が必要である。

併せて、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支給する1号認定子どもに係る施設型給付費は、これまで国・都道府県が行ってきた私学助成制度に代わるものであることから、市町村に過剰な負担が生じないように、都道府県から市町村に、適切に財源を移譲する必要がある。

- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である就学前教育・保育施設整備交付金（旧、認定こども園施設整備交付金）については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、平成28年度に市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。

- (3) 定員割れなどを理由とし、閉園となる園が近年市内で増えてきている。本市では、事業者からの相談に対し、園の継続に向けた協議や、止むをえず、事業者において閉園という判断に至った場合でも、在園児の処遇や保護者への案内など事業者への支援を行っている。少子化の進行等により、今後、全国的に閉園事例が顕在化すると考えられるため、円滑な閉園に向けて、中小企業・小規模事業者廃業支援と同様の情報提供や専門家相談などの支援策を国として創設するよう要望する。

- (4) 本市では、放課後児童クラブにおいては、学校夏季休業期間のみの利用要望が寄せられていることを考慮し、令和4年度から、学校夏季休業期間限定で支援単位を増やす事業を実施しており、利用者ニーズへの対応に加え、待機児童の解消にも一定の効果を得ているところである。

しかしながら、当該事業の実施に係る国の財政支援は、支援員の配置や保育環境整備などの必要な経費と乖離していることから、補助単価を実情に見合った金額へ引き上げるなどの制度の拡充を要望する。

[千葉市担当] 子ども・子育て支援新制度	： こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課	Tel 043-245-5977
	こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課	Tel 043-245-5726
	放課後児童クラブ	： こども未来局こども未来部健全育成課 Tel 043-245-5177

[参 考]

1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況及び
待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	331	343	344	349	358
定員	18,570人	19,057人	19,218人	19,642人	20,043人
入所待ち 児童数	485人	491人	588人	754人	882人
待機児童数 (国定義)	0人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度以降の待機児童数は新定義。

新定義：育児休業中で保護者の復職の意思を確認できる場合を待機児童に含める。

旧定義：育児休業中は待機児童に含めないことができる。

【施設、定員の内訳】

(令和6年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	46	2,444人
保育所	227	16,455人
小規模保育事業	60	950人
事業所内保育事業（地域枠のみ）	16	161人
家庭的保育事業	7	30人
居宅訪問型保育事業	2	3人

2 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度当初	
	事業費	国費	事業費	国費
認定こども園の耐震化 整備	0	0	639	426
幼稚園の認定こども園 移行に係る小規模改修	11	0	12	0

3 放課後児童クラブの状況

(1) 年別利用児童数と待機児童数の推移（4月1日時点）

	R2	R3	R4	R5	R6
利用児童数	10,318	9,685	9,534	9,215	8,909
待機児童数	408	168	83	71	0
入所待ち児童数	408	168	83	96	31

(2) 月別利用児童数と待機児童数の推移（令和5年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用児童数	9,215	9,227	9,187	9,255	9,235	8,731
待機児童数	71	－	－	－	－	－
入所待ち児童数	96	98	79	70	30	44

(3) 夏季休業期間限定の支援単位の利用状況

	R4	R5	R6
箇所数（支援単位）	3か所	5か所	7か所
利用児童数	34人	107人	－

※待機児童数は4月1日時点、10月1日時点のみ把握。

※8月期の大幅な入所待ち児童の減少は、夏季休業期間限定で支援単位を増やす事業のほか、8月に休所届が提出されている枠を活用した受け入れを実施していることによるもの。9月以降の待機児童減少は、利用児童数の自然減による減少。

(4) 事業費

（単位：百万円）

区 分	令和5年度当初 5か所実施		令和6年度当初 7か所実施		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
子ども・子育て支援交付金	12 (11,850千円)	1 (1,108千円)	16 (15,988千円)	2 (1,586千円)	1.4

国費の積算基準
 ・基準額
 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
 開所日数×20,000円（国1/3、県1/3、市1/3）

[こども家庭庁]

7 子どもの貧困対策の推進について

国においては、現在、子どもの約9人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、令和5年3月に「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところでありますが、**施策の実効性を高めるため、次の事項について、強く要望いたします。**

(1) 「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化

[要望理由]

子どもの貧困については、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中で子どもを適切な支援制度につなげていくなど、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、これらの課題に対応するため、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置して順次拡充し、令和5年度をもって全市への配置が完了した。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられており、令和3年度から補助基準額が都道府県と同額に増額されたほか、つながりの場づくり緊急支援として補助が追加されるなど、制度の拡充が図られていたところであるが、令和5年度には、補助率が減少し、一部補助メニューが他の補助金へ統合された。また、令和6年度には「地域子供の未来応援交付金」は予算化されず、補助メニューが全て「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」に統合されたことで、事業費に対する国費の割合が大幅に減少した。

事業を安定的に実施するとともに、事業拡充により実効性を高めるためには、十分な財源が必要であることから、事業実態に応じた補助基準額や補助率の引き上げなど、財政措置の拡充と恒久化が必要である。

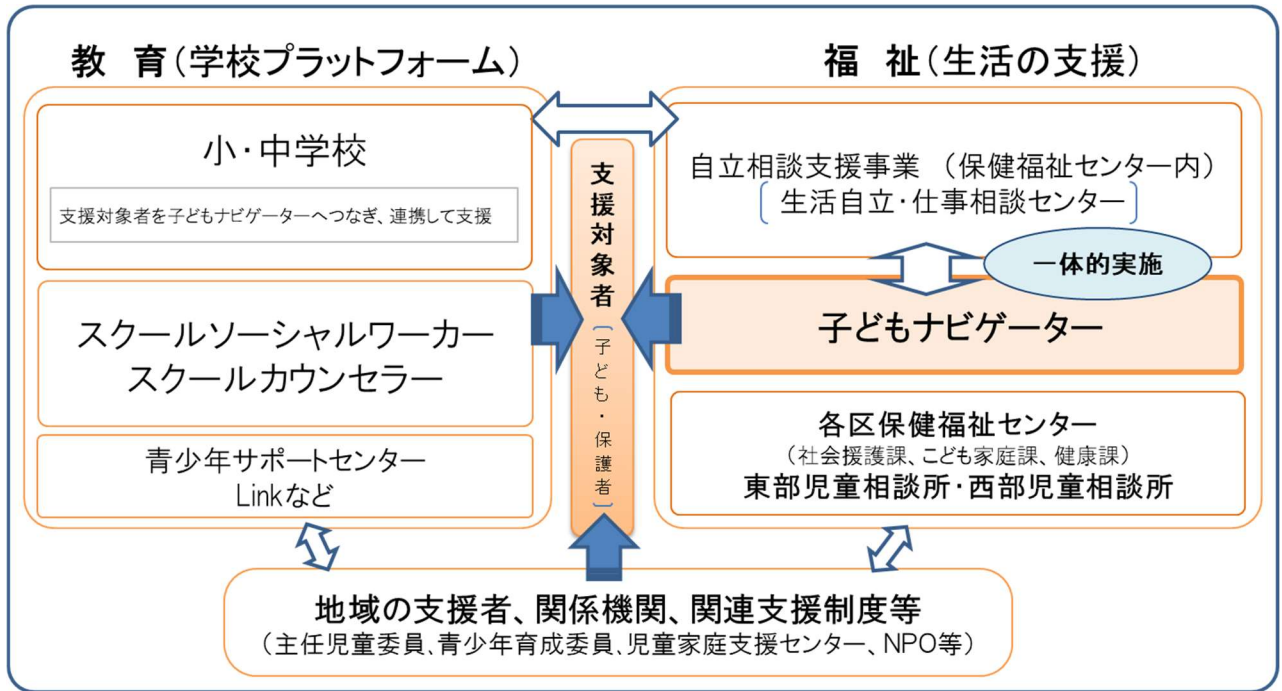
[千葉市担当] こども未来局こども未来部こども家庭支援課 Tel 043-245-5179

[参 考]

1 事業概要

生活困窮世帯等の子どもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につな

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



2 事業費

（単位：千円）

区 分	令和5年度実績		令和6年度当初	
	事業費	国費	事業費	国費
子どもの貧困対策総合 コーディネート事業 (子どもナビゲーター事業)	41,484	22,297 (53.7%) ※	43,247	11,856 (27.4%) ※

※ 事業費に対する国費の割合

【R5】：「地域子供の未来応援交付金」

補助基準額（1箇所あたり） 3,000千円、補助率 2／3

補助基準額（新規開設） 3,000千円、補助率 3／4

「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700円、補助率 1／2

【R6】：「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700円、補助率 1／2

8 児童相談所の体制強化について

国においては、これまでも、児童虐待防止に向けた対策の強化の取組みが推進されてきたところですが、全国での児童虐待相談対応件数は増加し、虐待による死亡事件は後を絶たない状況であることから、令和4年6月に児童福祉法が改正され、一時保護所独自の設備・運営基準の策定や一時保護開始時の司法審査導入等の仕組みの整備等が示されたほか、12月には、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、児童福祉司や児童心理司の更なる増員、医師等の配置義務、弁護士との常時相談体制の維持等が示されたところです。

本市においても、児童相談所の体制強化として、児童相談所を2所体制とし、一時保護所を併設した新たな児童相談所施設の整備に着手するとともに、児童福祉法の改正を踏まえた児童福祉司等の様々な専門職員の配置・増員や資質向上に継続的に取り組んできているところです。しかしながら、一時保護所における定員超過はこどもの権利擁護の観点から早急に解消すべきであることから、整備費用の補助率嵩上げ措置が取られておりましたが、時限的であり、当該期間以降に整備する自治体の財政負担が大きくなってまいります。あわせて、特に首都圏においては、児童虐待相談対応件数が多く、かつ児童相談所新設が急速に進んでおり、配置基準を満たす児童福祉司等の専門職員の確保や、弁護士等による常時の法的相談体制の維持が大きな課題となっております。

については、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 定員超過を解消し、さらに、新たな基準に対応した一時保護所の整備を進めるため、整備費について国の財政支援を充実すること。
- (2) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。

[要望理由]

- (1) 一時保護所は、これまで児童養護施設の設備基準を準用してきたが、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応を要するとして、令和6年3月に新たな基準が示されたため、慢性的な定員超過を解消するとともに、**児童が安全にかつ安心して暮らせるよう一時保護所の環境改善を積極的に図っていく必要がある。**

整備費用に対しては、これまでに、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助単価の引上げ等がなされ、また、慢性的な定員超過の自治体に対して、令和4年度には安心こども基金交付金の補助率の嵩上げ（1／2→9／10）が令和5年度まで時限的に行われたところではあるが、施設整備を着実に進めるため、**国による財政支援のさらなる充実を要望するものである。**

- (2) 各自治体において、配置基準に定める児童福祉司等を確保するためには、自治体間での競合とならないよう、各専門職について、**全国レベルで必要な総数を確保することが不可欠であり、給付型奨学金制度の創設や手当の改善、業務や職種ごとのイメージ向上や魅力を発信するための支援措置等、より確実・効果的な国の支援体制整備が必要である。**

また、医師や弁護士との相談体制を確保するにあたっては、地域での高度な専門職の担い手不足の現状があり、国の責任において、児童相談所分野の専門性や意欲がある医師、弁護士の育成・確保の支援が必要である。

[千葉市担当] こども未来局こども未来部こども家庭支援課 Tel 043-245-5615
 こども未来局こども未来部東部児童相談所 Tel 043-277-8820

[参 考]

1 児童虐待相談対応件数推移

	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待対応件数	1,766	2,277	2,472	2,409	2,624
虐待通告件数（非該当含）	2,281	2,896	3,031	3,053	3,310

対応件数：調査の結果、虐待として認定した件数

通告件数：非該当も含む、すべての通告件数

R6は直近3か年（R3からR5）の増加数平均の加算により想定

2 一時保護所 1日当たりの平均入所児童数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
定員	37	37	37	42	42	42
平均入所児童数	32.4	44.5	47.8	47	51.3	57.8

3 児童福祉法による配置基準に応じた職員配置数推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童虐待対応件数	1,766	2,277	2,472	2,409	2,624	2,839	3,054
児童福祉司数算定 ①（人口割）	28	28	34	34	34	34	34
②（件数割）	14	18	21	33	39	37	43
③（市町村支援）	1	1	1	1	1	1	1
④（里親支援）	1	1	2	2	2	2	2
児童福祉司数	44	48	58	70	76	74	80
児童心理司数	17	19	22	28	37	36	39

R6以降の対応件数は直近3か年（R3からR5）の増加数平均の加算により想定

児童福祉司：R3まで経過措置（人口3.5万人に1人）適用、R4～改正法（R元）による配置基準（人口3万人に1人）適用

児童心理司：R5まで経過措置（福祉司の3人に1人以上）適用、R6～改正法による配置基準（2人に1人以上）の配置（会計年度職員3.4人工含む）

4 児童福祉法の改正による弁護士配置等（R4.4.1施行）

児童相談所業務のうち、法律に関する専門的な経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

（児童福祉法第12条第4項関係）

5 児童福祉法の改正による医師及び保健師の配置（R4.4.1施行）

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ含まれなければならないこと。

（児童福祉法第12条の3第8項関係）

9 システム標準化に係る経費の補助について

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、住民記録等の対象業務を取り扱う基幹業務システムについて、目標期限である令和7年度末に向けて標準準拠システムへの移行を進めているところです。なお、一部の業務については、対応可能な事業者がないため、期限内の移行が困難な状況となっており、令和8年度以降に対応することとしています。

については、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。

- （1）令和7年度末までの移行が困難なシステムについては、補助金の上限額を拡充し、移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。
- （2）移行困難システムについて、令和7年度末までに適合が必要な標準化基準を早急に確定すること。
- （3）指定都市要件の精査の結果、標準仕様書に取り込まれる機能要件について、これに対応する標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行期限や財政支援について柔軟な対応を行うこと。
- （4）サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。

[要望理由]

- (1) デジタル基盤改革支援補助金（以下、「補助金」という。）については、令和5年11月に成立した補正予算により、本市の補助金上限額は58億1,213万8千円に増額された。一方で、サービス提供事業者の人材不足等により、目標期限である令和7年度末までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム（以下、「移行困難システム」という。）に係る経費については、現行の地方公共団体情報システム機構法には令和8年度以降の補助に関する規定がない。これにより、自治体における予算組みが困難となり、移行時期のさらなる遅れの発生につながりかねない。このため、国により正式に移行困難システムと認められたものについては、令和8年度以降の移行経費も全額補助金の対象とすることを要望する。
- (2) 移行困難システムについて、令和7年度末までにデータ要件の標準化基準に適合させることとされている点については、文字要件やデータ連携要件で明確な仕様が示されていないため、対応方針を確定することが難しい状況となっている。このため、標準化基準の早急な確定について要望する。
- (3) 令和5年度末までに実施した指定都市要件の再検討課題に関する精査の結果、指定都市に必要な機能要件を追加した標準仕様は順次改定されている。これを踏まえ、令和7年度末までに移行予定のシステムについては、調達及び移行に要する期間を考慮し、令和5年3月末時点の標準仕様書に準拠することを要件として事業者と契約しているところであり、今後改訂される標準仕様への対応が適合期限までに間に合わない可能性がある。また、移行困難システムについても、要件の追加により移行時期にさらなる遅れが生じることも懸念される。このことから、移行期限や財政支援について柔軟な対応を行うべきであることから要望する。
- (4) ガバメントクラウドの利用料は、データやサーバリソースの使用量に応じて課金されるため、利用料削減のためには、各種クラウドサービスを活用して、リソース使用量の抑制が可能なシステム構成及びネットワーク構成とする必要がある。しかし、令和7年度末の目標期限に向けては、多くの事業者において、スケジュール及び人員確保の面からこのような構成とすることが困難であるとして、既存のパッケージシステムを改修し、ガバメントクラウドへリフトする方針を示している。事業者にとっては、ガバメントクラウド利用料を直接負担しないため、システム構成を検討するにあたり費用対効果の視点が乏しく、その結果、標準化の目的の1つである運用経費削減効果が損なわれる可能性がある。令和6年2月にデジタル庁より「ガバメントクラウドの適切な利用によるコスト最適化のアプローチガイド0.9版」が公開されたが、特に共同利用方式でサービス提供される予定のシステムでは、指定都市向けパッケージの開発拠点が自治体の開発チームとは別に設置されていることで、自治体による要望が反映されづらい状況となっている。このため、国から事業者に対して直接要請する必要があることから要望する。

[参 考]

1 本市のシステム移行時期一覧

No.	システム	業務	移行 困難※	移行予定時期
1	住民記録・印鑑登録システム	住民基本台帳、印鑑登録		令和8年1月
2	国民年金システム	国民年金	△	令和10年1月
3	介護保険システム	介護保険	○	令和9年1月
4	福祉システム	児童手当、児童扶養手当、 障害者福祉、後期高齢者医療		令和8年1月
5	健康管理システム	健康管理	△	令和9年1月
6	生活保護システム	生活保護	○	令和10年1月
7	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援		令和8年1月
8	税務システム	固定資産税、個人住民税、 法人住民税、軽自動車税	○	令和11年1月
9	国民健康保険システム	国民健康保険	○	令和11年1月
10	業務共通システム	共通機能（市内データ連携、 団体内統合宛名等）		令和8年1月
11	統一滞納管理システム	共通機能（統合滞納管理）	○	未定
12	戸籍情報システム	戸籍、戸籍の附票		令和8年1月
13	学齢簿・就学援助システム	就学	△	令和10年1月
14	選挙人名簿管理システム	選挙人名簿管理		令和8年1月

※ ○：デジタル庁から移行困難システム「該当見込み」と通知あり

△：デジタル庁へ報告済。今後ヒアリング実施予定

2 事業費

（単位：百万円）

区 分	令和5年度実績		令和6年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
システムの標準化	729	723	1,243	666	0.9

全団体の移行経費に係る調査結果（実測値）をベースに、以下の項目を踏まえた統計分析を行う。

- ・団体区分（都道府県、指定都市、特別区、中核市、一般市、町村）
- ・現行システムの状況（ノンカスタマイズ、カスタマイズ、個別開発）
- ・現行システムの類型（オンプレミス、単独クラウド、自治体クラウド人口）
- ・分析の結果、ほぼ全ての団体（94.2％）については、実測値をそのまま上限額とする。
- ・一方、一部の団体（5.8％）は、比較的留意が必要又は大きい乖離が生じていることから、一旦、実測値に一定の留保をかけるなどした「上限額（仮）」を提示し、調査やヒアリング等を実施する。
- ・調査等の結果、合理的な理由が認められる場合は増額を行うこととする。

※指定都市については、分析の結果、算出された額に、今回の予算措置の状況を踏まえ、一定の割合（7割）を乗じたものを、今回の上限額（仮）として示す。

[総務省]

10 地方交付税における算定方法の見直しについて

地方交付税において、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても、財政措置の一部に、指定都市であるという理由で、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要にそぐわない算定方法となっています。

については、市民サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であることから、地方交付税における算定方法について、下記のとおり要望いたします。

- (1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。
- (2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。

[要望理由]

- (1) 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。

本市においても、令和5年度の地方交付税算定にあつては、財源不足額の約3割に臨時財政対策債が配分されており、他の市町村における算定方法により算出した配分額と大きな乖離があることから、算定方法の見直しが必要である。

- (2) 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。

本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である。

[千葉市担当] 財政局財政部資金課 Tel 043-245-5078

[参 考]

1 臨時財政対策債について

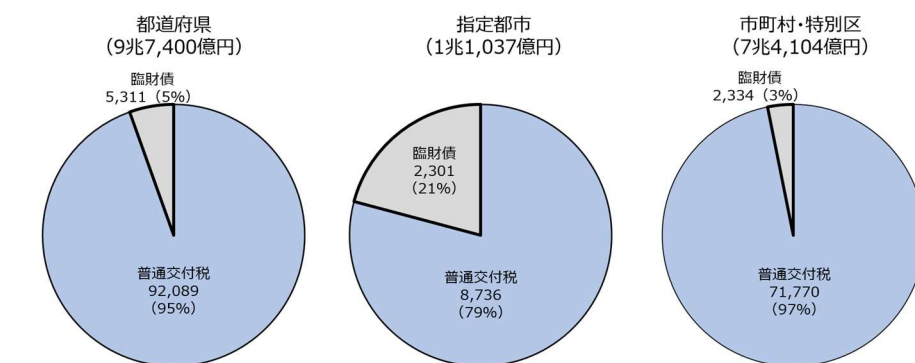
(1) 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況（令和5年度算定）

(百万円)

	財源不足額に 乗ずる率	発行可能額	指定都市との差
指定都市	5.1729	8,755	—
中核市	3.1854	5,391	<u>△3,364</u>
他市町村	1.4557	2,464	<u>△6,291</u>

※ 本市の基礎数値をもとに中核市、他市町村の算定方法により試算

(2) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の割合 (都道府県、指定都市、市町村・特別区)



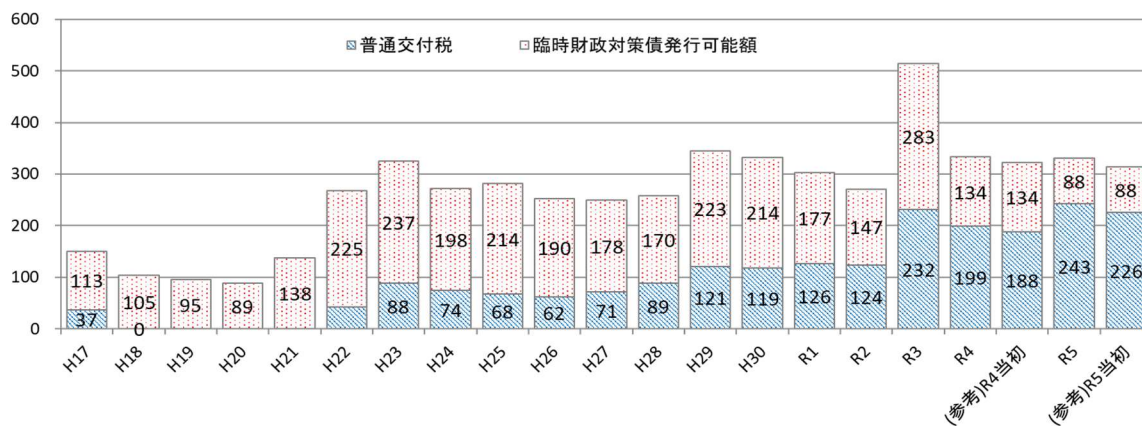
※普通交付税は令和5年度当初算定ベース

※臨時財債は令和5年度発行可能額ベース

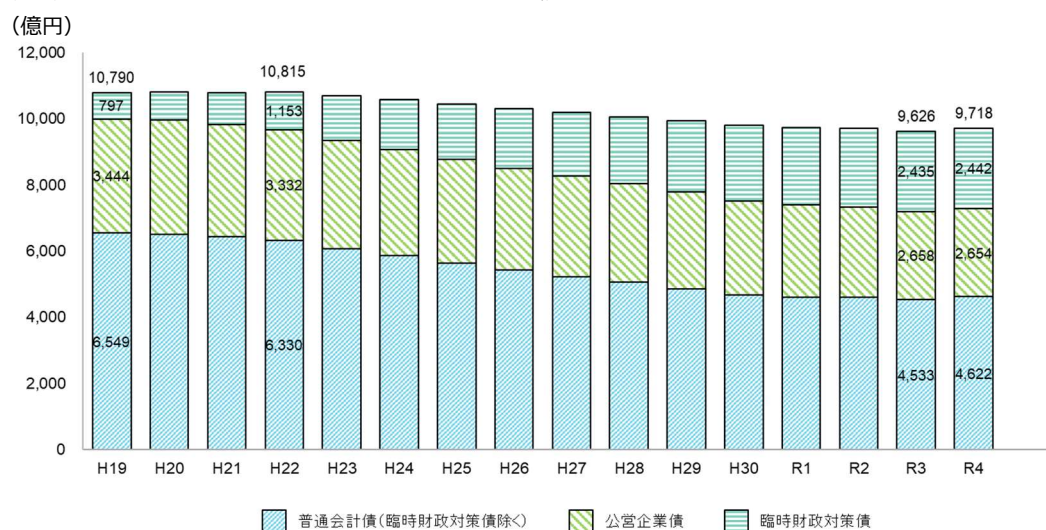
出典：令和5年度普通交付税大綱、需要カードをもとに作成

(3) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の推移

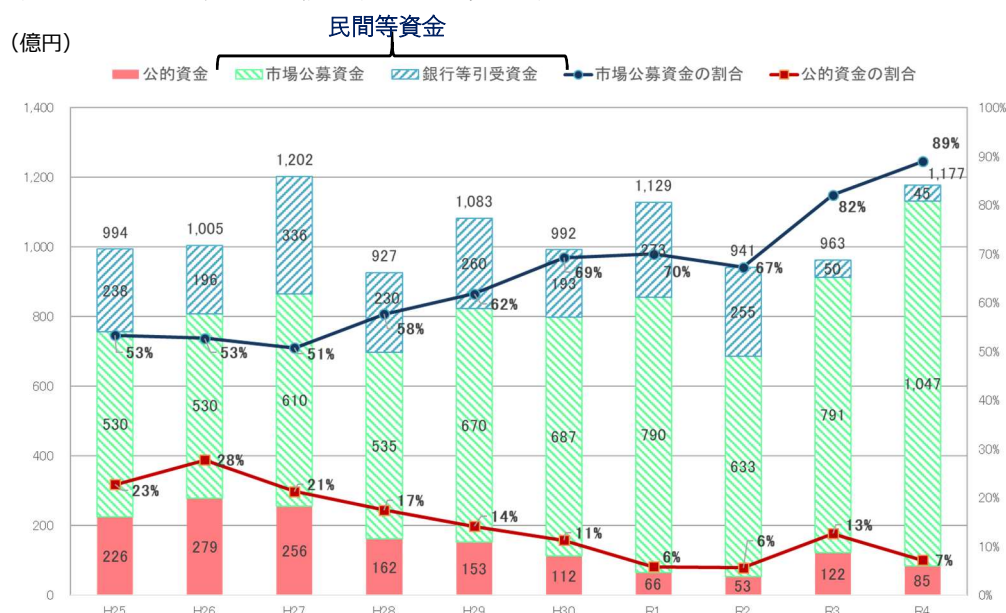
(億円)



(4) 全会計における市債残高の推移



(5) 市債発行額の推移(資金区分別)



2 特別交付税について

○ 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況(令和5年度算定)

(例) 卸売市場等の建設改良に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	36,085千円	0.3	0.5	5,413千円
一般市町村	36,085千円	0.7		25,260千円 (△19,847千円)

(例) 下水の高度処理に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	380,915千円	0.7	0.5	133,320千円
一般市町村	380,915千円	0.7		266,641千円 (△133,321千円)

※ どちらの例も本市の基礎数値をもとに試算

11 在留外国人に対する日本語教育等の推進について

本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は中長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。

このような中、国では、特定技能制度の対象分野を拡大し、受入上限の大幅拡大が閣議決定されたほか、技能実習制度の廃止と「育成就労制度」の創設を柱とした関係法改正案も国会に提出されており、外国人住民の増加や在留期間のさらなる中長期化が見込まれるだけでなく、帯同家族の増加や都市部への外国人の流入増加の可能性も指摘されています。

本市では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・子育て等における在留外国人支援を進めておりますが、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっています。

社会生活や産業基盤の支え手を確保するための外国人材の受け入れ強化は国の社会政策によるものであり、社会の多様性をさらに深化させ、真に世界に開かれた魅力ある就労・生活環境を整備していくことは、自治体の取組みだけでは限界があると考えます。

ついては、中長期の在留を希望する外国人に対する日本語教育等の制度設計等に関し、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 入国前・入国後における日本語教育や生活オリエンテーションを受ける機会の提供
- (2) 多言語による情報提供や相談窓口の運営等、自治体が行う外国人受入環境・支援体制の拡充への財政措置

[要望理由]

本市における外国人市民数は、令和6年3月末において3万6千人を超え、外国人比率は約3.7%となっており、今後も総人口が減少する局面において、外国人市民数の増加や比率の上昇が見込まれている。

さらに、特定技能制度の対象分野と受入上限の拡大や「育成就労制度」の創設に伴い、今後、外国人の就労者に加えてその家族として帯同する配偶者や子どもの増加や、転籍要件の緩和による都市部への外国人増加の可能性も指摘されている。

このような中、本市は、多文化共生のまちづくり推進指針に基づき、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、就労・就学、税金・年金、医療・介護・子育てなどライフステージに応じた支援を進めているが、必要な情報や支援が十分に行き届いているとはいえず、言葉の壁や文化の違いによる理解不足によって日本人市民との地域トラブルも生じるなど、自治体のみですべてに対応することは困難な状況となっている。

国籍や文化の異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて、帯同家族を含め、日本に中長期の在留を希望する外国人が、入国時から日本語教育や社会制度を理解する機会が確実に提供されるように、また、「地域における日本語教育の在り方」の実現に向けて、国の責任において、有効かつ実現可能な制度設計を強く要望する。

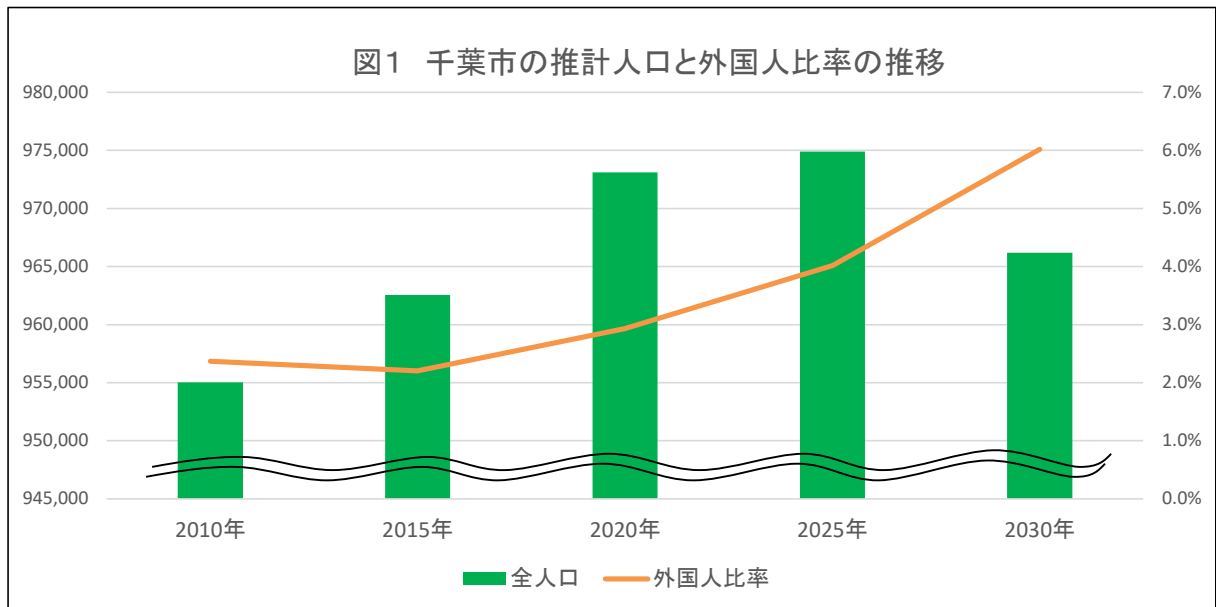
また、生活支援については、外国人受入環境整備交付金などを活用し、共生社会の実現に向けた環境整備を推進しているが、「一元的相談窓口」への相談件数が増加傾向にあり、その内容も複雑化・多様化していることから、専門人材の増員はもちろん、デジタルやアウトリーチを含む多様な相談手法の提供が不可欠である。

しかし、同交付金は、外国人人口5千人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、人口規模に見合ったものとはいえず、都市部における外国人の生活相談ニーズに適切に対応できるよう、同交付金の交付率及び上限額の引き上げ並びに対象事業の拡大を要望する。

[千葉市担当] ・在留外国人に対する日本語教育等に関すること
市民局市民自治推進部国際交流課 TEL 043-245-5019

[参 考]

1 本市の推計人口と外国人比率の推移



(出典) 千葉市住民基本台帳 (各年3月末現在)、2025年以降は千葉市国際交流課推
算

2 千葉市外国人総合相談窓口の相談内容内訳と推移

(件)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
くらし全般	793	835	865	791	1,094	998	786
(うち日本語学習)	(365)	(365)	(376)	(287)	(310)	(374)	(337)
医療・社会保障	133	99	94	71	119	101	97
出入国	51	97	136	140	117	76	118
雇用・労働	56	42	49	72	66	64	76
婚姻・DV	48	42	66	46	59	74	47
留学・就学	7	2	0	0	1	0	0
教育	60	47	71	36	40	35	29
ウクライナ	-	-	-	-	-	929	583
合計	1,148	1,164	1,281	1,156	1,496	2,277	1,736

12 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和4年度の全国の不登校児童生徒数は299,048人と平成27年度からの7年間で2倍以上に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向であり、その対応や支援が急務となっています。

不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市においては、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に関する取り組みを行っています。

しかしながら、令和6年度の国の不登校児童生徒支援に係る補助事業の予算は、文部科学省所管一般会計予算「文教関係予算」の1%にも満たないことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができていないとは言えません。

そのため、「十分な数の教職員等が配置されていないことから、安定的、継続的に支援をすることができない」こと、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができない」こと等が課題となっています。

そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。
- (2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。

(3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。

(4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

(1) 校内教育支援センター（別室登校）や教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の支援を行う教職員が十分に配置されていない状況である。そのため、教室に入れない児童生徒が登校しても、その時間に授業を担当していない教員や、管理職、養護教諭等が対応するしかない現状がみられる。教育支援センターにおいても、学習機会の充実のためには教員免許保持者の配置が必要であるが、財政面の課題もあり十分ではない。

児童生徒が安心して過ごし、継続的な学習を行うためにも、**不登校児童生徒の支援を行う教職員を、「義務及び公立高等学校の標準法」における、教職員定数に位置付けることを要望する。**

(2) 令和4年度は、市内の小学校の71%、中学校の91%において、別室で児童生徒に個別の支援を行っており、支援のための場所が必要になっている。

しかし、空き教室がない学校もあり、保健室や職員室、場合によっては校長室等を利用せざるを得ない状況である。また、本市の教育支援センター「ライトポート」に通う児童生徒も急増しており、新たな教室の確保が急務となっている。ライトポート機能拡充に向け、環境整備にかかる費用面も課題は大きい。

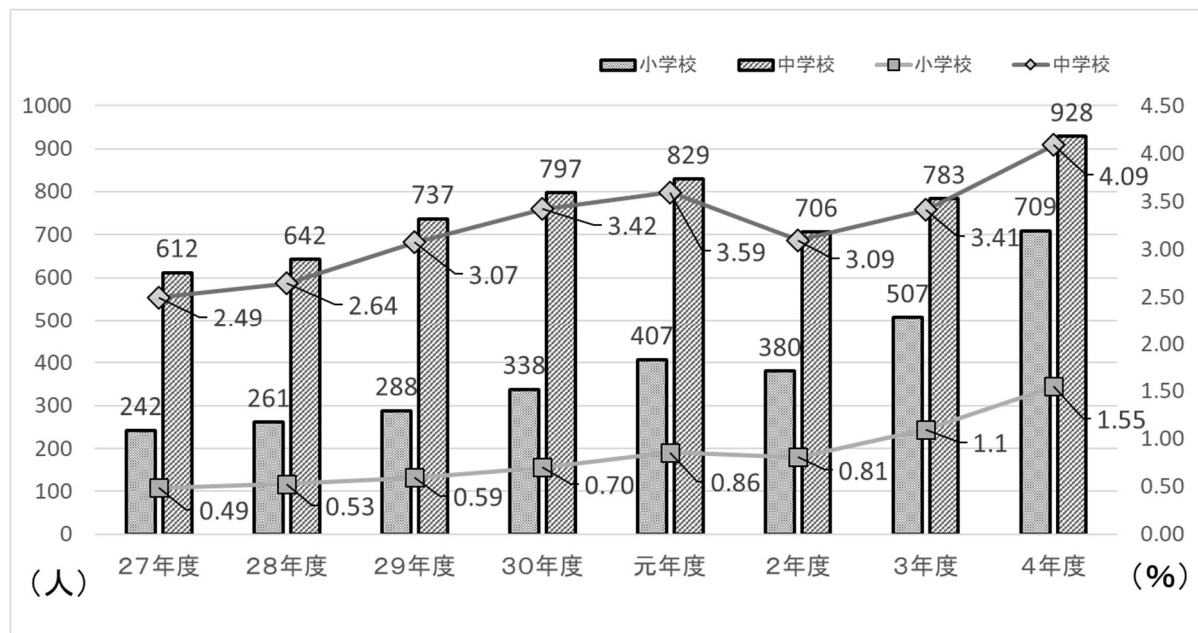
現在、校内教育センターの設置促進に向け一部財政支援がされているものの、教育支援センターにおいては**場所の確保や、環境整備にかかる費用について、補助金等の財政支援がされていないため、両事業を推進するにあたり、十分な財政措置を要望する。**

(3) 本市では、令和4年度より3ヵ年計画で、不登校児童生徒支援に向けた6つの取組みを「不登校対策パッケージ」として実施し、教育相談事業の一層の整備と拡充を図っている。令和7年度以降、「第2次不登校対策パッケージ」を実施するにあたり、更なる事業の推進ができるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を要望する。

[千葉市担当] ・校内教育支援センター（別室登校）配置
教育委員会事務局学校教育課教育支援課 Tel 043-245-5935
・教育支援センター「ライトポート」設置
教育委員会事務局学校教育課教育センター Tel 043-285-0900

[参 考]

1 本市の不登校児童生徒数の変化



2 校内教育支援センター（別室登校）における支援状況

(1) 教室に入れない児童生徒が登校して別室等で支援を受けた人数

	小学校			中学校		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
別室	58	167	246	171	255	284
保健室	149	137	233	62	41	105
放課後登校	111	143	67	211	178	44

(2) 別室で個別に指導・支援を行った学校数（R4年度）

千葉市立小学校	千葉市立中学校
76校／107校・・・71%	49校／54校・・・91%

(3) 対応している教職員

	対応した教職員	問題点・必要性
小学校	管理職、養護教諭、教務主任、他	・児童生徒にとって、常に異なる教職員が対応することとなり、安心した環境で過ごすことや継続的な学習を行うことができていない。（小中共通）
中学校	空き時間の教員、教務主任、管理職、他	・保健室や職員室で養護教諭や管理職が対応し、本来の業務が後回しになっている。（小学校） ・本来、教材研究や担任業務等を行う空き時間に個別対応をしており、本来の業務が後回しになっている。（中学校）

3 教育支援センター「ライトポート」の通級児童生徒数

(人)

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
全体	134	157	128	199	313	408
中学生	125	142	118	168	190	227
小学生	9	15	10	31	123	181

4 本市が行っている不登校対策施策

不登校対策パッケージとして6つの取組を実施（令和4年度～6年度）

- ① 教育支援センター「ライトポート」の機能拡充
- ② スクールカウンセラーの機能強化
- ③ 教職員への啓発と研修の充実
- ④ ギガタブ（一人一台端末）を活用した登校支援【別室登校】
- ⑤ 教育センターの相談機能の拡充
- ⑥ フリースクール等との連携強化

5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和5年度実績		令和6年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
ステップルーム ティーチャー配置	12	4	26	7	1.75
ライトポート指導員 配置	87	29	99	33	1.14

国費の積算基準

- ・教育支援体制整備事業費補助金「補習等のための指導員等派遣事業」
「学習指導員等の配置 学校生活適応への支援」 国 1/3 補助

13 夜間中学に係る支援の充実について

夜間中学は、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人等の就学機会の確保に重要な役割を担っております。

本市では、令和5年4月に夜間中学を開校し、今年度は12名の新入生を迎えました。10代から70代まで幅広い年代の生徒が学んでおり、外国籍生徒も全体の3分の2以上を占めるなど、多様な生徒が在籍していることから、個に応じた対応や支援が必要となっております。

そのため、生徒一人一人に合わせた支援が行えるよう、個々の習熟度や日本語能力に応じた教育課程を柔軟に編成し、全ての授業において複数の教職員を配置するとともに、日本語が不慣れな生徒の学びを支えるため、日本語指導教員を配置するなどの工夫を行っています。その結果、昨年度は高校進学を希望した生徒全員が進学を叶えたという成果を挙げましたが、今後も多言語に対応した教材や、人的配置など更なる支援体制の充実を図る必要があります。

また、生徒の中には経済的に困難な方も一定数おり、夜間中学で安心して学び直しができるように、経済的な支援が必要であるため、本市では独自の支援を行っているところですが、十分とはいえない実情があります。

ついては、安定的な学校運営を継続するとともに、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業の拡充)

- ・ 補助対象期間を撤廃すること。
- ・ 補助対象経費に対する補助率を引き上げること。

(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実

- ・ 外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。
- ・ 経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を国として新設すること。

(3) 教職員配置の充実

- ・一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

[要望理由]

- (1) 夜間中学において、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人など、多様な生徒が在籍することが想定され、年度ごとに状況に応じた教育活動や環境整備、教材準備等が求められる。

これらの変化に柔軟に対応し、安定した運営を可能とするため、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象期間について、開設後3年間と限定せず、継続的に支援を行うとともに、補助対象経費に対する補助率を引き上げるなど、財政的支援の拡充が必要である。

- (2) 本市の令和5・6年度入学者は、それぞれ約3分の2が外国籍であることから、外国人生徒が安心して学習できるよう、ふりがな表示や文の読み上げなどの機能を有するデジタル教科書を無償給与の対象とすることが必要である。

また、夜間中学は設置場所が限られているため、通学距離が長い生徒等には経済的負担が大きい一方で、経済的支援の実施及びその経費負担については、設置自治体及び周辺自治体の取組みに任されている状況である。夜間中学で学ぶ生徒が年齢に関わらず経済的支援を受けることができるよう、現行の就学援助制度と異なる、夜間中学の実態に即した国の支援制度の新設が必要である。

- (3) 夜間中学に通学する生徒は、年齢や国籍、学習歴等が大きく異なるため、これら多様な生徒一人一人のニーズに応えるためには、小規模の生徒集団を多くの教職員で支援する必要がある。

そのため、学級の編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直しのほか、外国人生徒に対して丁寧な指導を行えるよう、多言語でコミュニケーションが可能な職員等の配置の拡充が必要である。

[千葉市担当]

・夜間中学運営、就学支援制度

教育委員会事務局学校教育部学事課

TEL 043-245-5927

・教科書事務

教育委員会事務局学校教育部教育指導課

TEL 043-245-5934

・職員配置

教育委員会事務局教育総務部教育職員課

TEL 043-245-5931

14 ICTを活用した学習環境の整備について

令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。

引き続き、Society 5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を、整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。
- (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。
- (3) ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) GIGAスクール構想で整備した端末の更新に伴い、不要となる端末の処分に係る費用について十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

- (1) 本市では、小学校5・6年生において、令和2年度から英語、令和3年度から社会の指導者用デジタル教科書を導入し、令和4年度は12校を研究推進校として国語、算数、理科を導入した。令和6年度は、全校に社会と英語、研究推進校の12校については国語、算数、理科を導入した。また、中学校1・2年生において、令和3年度より地理・歴史の指導者用デジタル教科書を導入し、令和5年度は12校を研究推進校として中学校1～3年生に国語、数学、理科を導入した。

指導者用デジタル教科書については、資料を即座に表示でき、写真や図表の拡大表示、書き込みが可能なことなどから、その導入効果が認められており、今後、デジタル教科書が広く普及することが望まれる。

しかしながら、導入にあたってはライセンス取得に費用負担が発生することから、財政負担軽減のため、指導者用デジタル教科書導入に対する補助制度の新設が必要である。

- (2) 本市では、家庭にインターネット環境がない児童生徒も一定数存在しており、休校時など学校に登校できない場合において、そうした児童生徒に対しても学習機会を保障するため、オンラインでの学習にかかる通信費の支援が不可欠である。
- (3) 本市では、令和6年度に学習者用デジタル教科書の本格導入及び全国学力・学習状況調査のC B T化を想定した小・中学校等のネットワーク環境を更新するが、安定的な運用を図るには、ネットワーク環境の維持管理に多大な費用の増額が見込まれるため、今後も継続的、かつ大幅な支援の拡充を求める。
- (4) 各学校においては、G I G Aスクール構想の実現により整備された1人1台端末を活用した個別最適な学習や協働的な学習が進められている。今後、オンライン学習も含め端末を活用した授業等の内容や方法が多様化していくことに加え、家庭での活用の促進も図られていくことから、I C T教育活動のさらなる推進と教員が日常的にI C Tを活用できる体制づくりを実現する必要がある。この実現に向け、I C Tに係る適切な支援ができる人材を確保し学校のニーズに合わせた支援を行うためのG I G Aスクール運営支援センター整備事業とI C T支援員配置事業の継続を求める。
- (5) 本市では、令和7年度の端末更新を実施する予定であるが、令和2年度の先行実施時に購入によって整備した7万6千台余りの旧端末の処分に多くの費用が発生することが見込まれるため、財政支援を求めるものである。

[千葉市担当]

・ デジタル教科書導入

教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934

・ 通信回線使用料、通信ネットワーク環境維持管理、G I G A端末更新

教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課 TEL 043-245-5936

・ G I G Aスクール運営支援センター設置、I C T支援員配置、 G I G A端末更新

教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

[参 考]

1 指導者用デジタル教科書整備状況（要望項目（1）関連）

（単位：千円）

区 分	令和5年度実績		令和6年度当初	
	事業費	国費（a）	事業費	国費（b）
指導者用デジタル教科書 小学校	0	0	42,328	0
指導者用デジタル教科書 中学校	5,624	0	0	0

R6年度の小学校指導者用デジタル教科書
社会、英語（5・6年生）対象校107校（全校） ライセンス期間4年間

R6年度の小学校指導者用デジタル教科書
国語、算数、理科（5・6年生）対象校12校 ライセンス期間4年間

R5年度の中学校指導者用デジタル教科書
国語、数学、理科（1～3年生）対象校12校 ライセンス期間2年間

R4年度の小学校指導者用デジタル教科書
国語、算数、理科（5・6年生）対象校12校 ライセンス期間2年間

R3年度の小学校指導者用デジタル教科書
社会（5・6年生）対象校108校（全校） ライセンス期間3年間

R3年度の中学校指導者用デジタル教科書
地理・歴史（1・2年生）対象校54校（全校） ライセンス期間4年間

2 千葉市におけるICT学習環境調査（令和2年度調査）（要望項目（2）関連）

・Wi-Fi環境等がなく、スマートフォンも使えない家庭

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
Wi-Fiなし スマートフォンなし	656	206	2	9

- ・Wi-Fiルーターについて
300台を保有しており、学校規模に応じて各校に1～3台を配付。
（予備として50台程度を教育改革推進課が管理し、状況に応じて貸与）
- ・Wi-Fiルーター（300台）の通信費について
R3年度…1台につき月2G、550円
R4年度から…1台につき月4G、781円

15 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等）

- ・ 計画事業量に見合った交付金予算額の確保
- ・ リースを補助対象とする制度の拡充
- ・ 建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充
- ・ 配分基礎単価（補助単価）の引き上げ
- ・ 工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ
- ・ 屋内運動場の空調設備整備に係る補助率引き上げの延長

[要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修やより良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めていくうえでは、給水設備や電気、消防設備等の改修など建物の部位ごとの工事（内部単体工事）を新たに補助対象事業とするとともに、工事費下限額を引き下げる等の制度の拡充や、空調設備設置等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めていくために、益々高騰する実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引上げや工事費上限額の引上げ等の制度の拡充が必要である。

さらに、防災機能の強化に向けて、避難所となる屋内運動場の空調設備整備を継続的に行うため、令和7年度までの時限措置である屋内運動場の空調設備整備補助率引き上げの延長を要望する。

[参 考]

1 学校施設環境改善交付金事業の採択状況

採 択 事 業 数	採 択 率
令和4年度：139 件	100%
令和5年度：99 件	100%

2 学校施設環境改善交付金事業実績（大規模改造、外部改修等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和5年度 (実績見込)		増減	
事業費(a)	国費 (b)	事業費(c)	国費 (d)	事業費(c-a)	国費 (d-b)
5,214	1,369	5,715	1,220	501	-149

※事業費は市単独費を含む小・中・特支学校施設環境整備事業（大規模、外部改修等）決算額

16 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、少人数指導や専科教員による指導の更なる充実に加え、中学校においても学級編制の標準を段階的に引き下げる必要があります。

さらに、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。

これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。

児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員定数を一層充実させるとともに、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

(1) 教職員定数の充実

- ・ 中学校において学級編制の標準を引き下げる改定を実施すること。
- ・ 少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すること。
- ・ 外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。
- ・ 通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。

(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実

- ・ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。

- ・ スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。
- ・ 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

[要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。また、教職員の長時間労働が常態化しており、本市においては平成31年1月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにするための取組みを進めてきた。令和4年3月に本プランの改編を行い、引き続き、一つ一つの取組みを着実に積み重ねているところであるが、依然として教員の時間外労働時間の縮減は厳しい状況であり、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、**更なる少人数指導や専科指導教員の充実を図るとともに**、増加が予想される外国人児童生徒や年々増加する通級指導を必要とする児童生徒にきめ細かな対応を図るうえで、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、学級編制の標準については、小学校における段階的な引き下げに加え、将来を見据えた採用計画とするため、中学校においても引き下げる改定を早期に実施するとともに、**教職員加配定数のさらなる充実や、他の加配からの振替によることのない基礎定数化が必要**となっている。

また、学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するため、**部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤー、外国語指導助手など専門スタッフの配置について**、国においても新規施策の実施や既存施策の拡充をいただいているところではあるが、**より一層の財政措置及び制度の充実を講ずるとともに**、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。**

さらに、働きやすい環境づくりを進めるため、産前産後休暇取得者、男性を含めて育児休業者などが増加傾向であることを踏まえ、**育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるよう要望する。**

[千葉市担当]

- ・ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置
- ・ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置
- ・ 産前産後休暇取得者・育児休業者の代替措置
教育委員会事務局教育総務部教育職員課 Tel 043-245-5940
- ・ 外国語指導助手配置
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 Tel 043-245-5937
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 Tel 043-245-5935
- ・ 部活動指導員
教育委員会事務局学校教育部保健体育課 Tel 043-245-5941

[参 考]

1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）（単位：人）

年度	基礎定数	加配定数	計
令和2年度	4, 089	300	4, 389
令和3年度	4, 096	274	4, 370
令和4年度	4, 134	264	4, 398
令和5年度	4, 166	258	4, 424
令和6年度	4, 183	280	4, 463

※小学校の学級編制の段階的な引き下げに伴い、令和3年度以降は基礎定数が増え、加配定数が減っている。

2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

（1）日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数（単位：人）

年 度	小学校	中学校	計	日本語指導を行う 教職員配置数
令和2年度	336	117	453	18
令和3年度	338	121	459	18
令和4年度	348	143	491	21
令和5年度	421	129	550	24
令和6年度	472	161	633	25

（2）通級指導教室児童生徒数（単位：人）

年度	言語(小)	難聴(小)	LD等(小)	LD等(中)	LD等(高)	合計
令和2年度	507	60	129	105	2	803
令和3年度	544	64	158	96	5	867
令和4年度	560	64	155	90	8	877
令和5年度	602	56	158	98	11	925
令和6年度	598	55	151	122	7	933

3 在校時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均在校時間

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	42	43	44	41	37
中学校	60	49	50	50	45

4 専門スタッフの配置人数 ※令和6年度は見込 (単位：人)

(1) 教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
160	228	167	167	167

(2) 外国語指導助手 (小・中学校)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
57	67	67	72	72

(3) スクールカウンセラー (統括スーパーバイザー1人含む)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
76	77	79	80	84

(4) スクールソーシャルワーカー

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10	10	12	12	12

(5) 部活動指導員

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10	35	40	48	40

(6) 副校長・教頭マネジメント支援員

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
—	—	—	—	2

5 産前・産後休暇及び育児休業代替の講師数の変化 (10年前との比較) (単位：人)

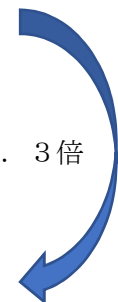
(1) 平成26年度 (5月1日時点)

	小学校	中学校	合 計
産前・産後休暇	17	3	20
育児休業	79	35	114
合 計	96	38	134

(2) 令和6年度 (5月1日時点)

	小学校	中学校	合 計
産前・産後休暇	23	9	32
育児休業	107	36	143
合 計	130	45	175

約1.3倍



6 事業費 (単位：百万円)

区 分	令和5年度実績		令和6年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	159	48	255	60	1.25
外国語指導助手	318	—	318	—	—
スクールカウンセラー	195	49	207	50	1.02
スクールソーシャルワーカー	47	15	53	15	1.00
部活動指導員	12	4	17	5	1.25

※百万円未満四捨五入

17 医療的ケア者支援に係る財政措置について

医療的ケア者への支援については、専門性が求められ、支援を行う事業者が人材の確保等を行う負担が大きいことから、既存の事業所の経営の安定化を図り、新規参入を促すために十分な財政的支援を行う必要があります。

については、次の事項に係る報酬改定について、強く要望いたします。

(1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定

ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。

イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。

[要望理由]

(1) 令和3年度の報酬改定において、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）には、厚生労働科学研究において開発された新たな医療的ケア判定スコアに基づき、医療的ケア児への支援の負担を評価した基本報酬が設定された。しかし、障害者の通所サービスである生活介護においては、医療的ケア者への支援の負担を評価した基本報酬は設定されず、令和6年度の報酬改定においても設定されなかった。

障害児と障害者は年齢や体の大きさ等の差があるものの、同種同程度の医療的ケアが必要な方であれば、障害者であっても障害児と同等の支援の負担が発生すると推測されるが、生活介護において医療的ケアを評価する報酬区分が設けられなかったことにより、支援に同程度の負担に係る利用者について、児童発達支援と生活介護とで、一日一人あたり最大約2万円の差が発生している状況である。

そのため、定員10人の生活介護事業所の場合、同規模の児童発達支援に比べ、年間最大5,000万円程度の収入減となり、医療的ケア者を受け入れた場合にも十分な報酬が得られず、新規参入のハードルともなっていることから、医療的ケア者を受け入れる事業所の経営の安定化及び新規参入を促すためにも、障害児通所サービスと同様に医療的ケア者への支援の負担を評価する基本報酬区分を設定する必要がある。

(2) 令和6年度報酬改定で医療型短期入所においては、医療的ケア児者が短期入所事業所を利用する前の医療的ケア手技等の確認調整を評価した「医療型短期入所受入前支援加算」が創設されたが、福祉型短期入所には設定されなかった。

同様の受け入れ前の支援は福祉型短期入所にも必要なものであり、福祉型短期入所における医療的ケア児者の受け入れの安全性を高め、医療的ケア児者を受け入れる短期入所の裾野を広げるため（令和5年度に本市が実施した医療的ケア児者及び重度心身障害児者の実態調査においても、利用したいが利用できていない

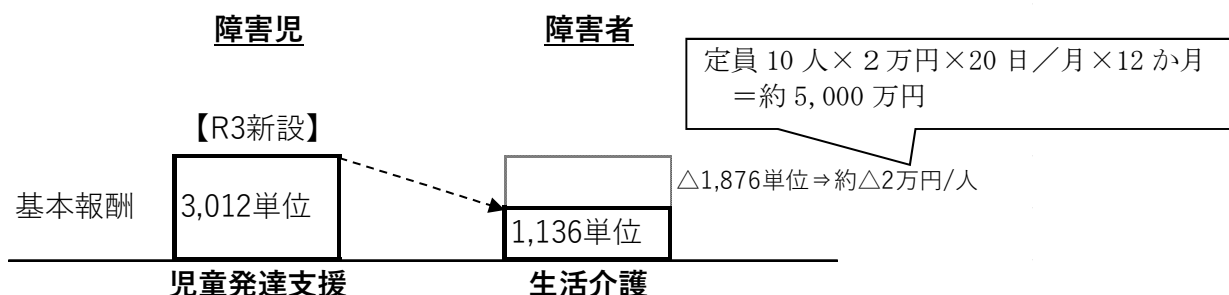
障害福祉サービスとして短期入所をあげる方が最も多かった。)にも、同様の加算を福祉型短期入所にも創設する必要がある。

[千葉市担当]保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 Tel 043-245-5253

[参 考]

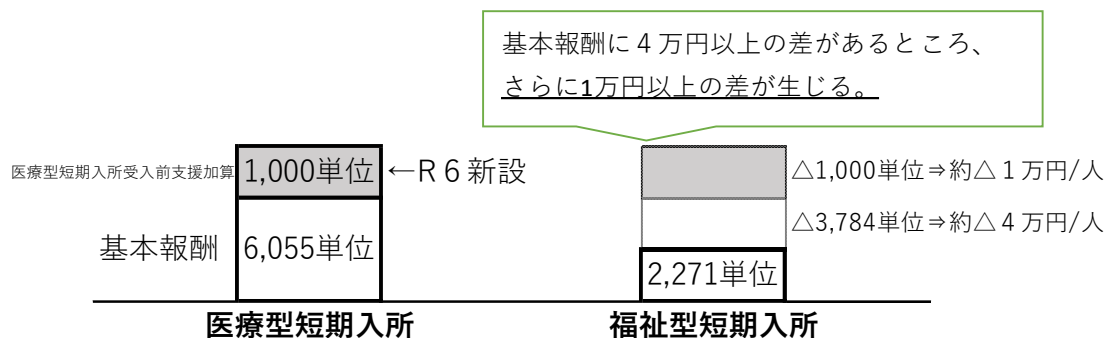
(1) ア 児童発達支援と生活介護の報酬比較 (1日/1人あたり)

○定員10人、サービス提供時間5時間、医療的ケアスコア32点以上



(2) イ 医療型短期入所受入前支援加算

○短期入所 1 泊 2 日利用 医療的ケアスコア 16 点以上 障害支援区分 6 の障害者に対し短期入所受入前に医療的ケアの手技等を確認した場合



(3) 政令市における単独助成の状況

【単独助成を実施する政令市】

サービス種別	札幌(※)	仙台	横浜	川崎	相模原	堺
障害児入所						
障害者入所			○	○		
短期入所	○	○	○	○		○
共同生活援助		○		○		○
生活介護		○	○	○	○	○
児童発達支援					○	
放課後等デイ					○	
療養介護					○	
その他		○			○	

※令和6年2月に実施した政令市調査の結果による

※札幌市は令和6年4月より開始予定

18 特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて

特別児童扶養手当の認定請求件数に対する却下件数の割合（以下「却下率」といいます。）について、実施主体である都道府県、指定都市の間で大きな差が生じており、これは障害程度認定基準の一部が極めて抽象的であることなどが原因と考えられます。

法定受託事務である特別児童扶養手当の受給資格の認定について、このような状況が続くことは、制度全体に対する信頼性を大きく揺るがしかねないものです。

ついては、特別児童扶養手当制度の信頼性及び公平性を確保するため、次の事項について強く要望します。

- （１）児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。

[要望理由]

特別児童扶養手当の受給資格の認定において最も重要なのは、対象児童の診断書の内容について、障害程度認定基準に則り、実施主体に置かれた医師による審査を踏まえ、実施主体が決定する障害程度の認定である。現状の主な要因として、特に精神障害に係る区分について、障害程度認定基準や診断書の記載項目が極めて抽象的であり、実施主体ごとに障害の重症度の判断にばらつきが生じていることが考えられる。

同一の障害程度であれば、どの実施主体が判断しても同じ結果となるよう、受給資格の審査において最も重要な障害程度認定基準及び診断書様式について、抜本的な見直しを求めるものである。

[参 考]

1 特別児童扶養手当の認定請求に対する却下率

都市名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
札幌市	35.0%	12.2%	15.3%	4.4%	3.9%	5.9%	5.9%	3.2%
仙台市	2.9%	12.1%	6.3%	6.6%	7.1%	2.4%	5.3%	3.8%
さいたま市	1.2%	1.1%	1.0%	0.4%	1.4%	0.4%	1.1%	0.3%
千葉市	19.4%	34.3%	43.7%	36.7%	39.7%	37.6%	32.8%	31.0%
横浜市	4.7%	3.9%	4.8%	4.2%	63.5%	62.2%	62.6%	58.2%
川崎市	8.7%	15.5%	15.4%	12.5%	7.6%	11.1%	8.8%	8.2%
相模原市	5.1%	2.4%	4.9%	5.3%	5.2%	8.4%	6.8%	10.4%
新潟市	5.0%	3.7%	10.1%	5.5%	3.5%	4.5%	2.7%	1.6%
静岡市	19.6%	12.2%	9.0%	1.6%	2.3%	1.1%	1.2%	0.6%
浜松市	2.9%	1.7%	5.0%	6.3%	2.7%	7.8%	8.1%	9.5%
名古屋市	0.0%	0.6%	1.1%	0.2%	0.8%	0.9%	0.3%	0.5%
京都市	1.9%	1.9%	2.1%	2.2%	2.9%	3.8%	2.9%	2.0%
大阪市	1.0%	0.6%	0.0%	12.8%	6.3%	9.7%	8.5%	10.1%
堺市	1.9%	2.8%	3.4%	14.3%	7.4%	7.2%	7.6%	11.1%
神戸市	4.2%	3.0%	2.6%	1.5%	2.2%	0.9%	1.7%	3.8%
岡山市	6.6%	7.7%	9.7%	6.8%	8.6%	4.8%	8.7%	5.8%
広島市	4.1%	4.8%	5.3%	4.7%	6.7%	20.5%	19.4%	7.7%
北九州市	4.9%	0.6%	5.7%	4.7%	9.5%	2.3%	4.3%	2.1%
福岡市	0.2%	1.6%	2.2%	3.7%	6.5%	12.0%	10.7%	7.7%
熊本市	6.0%	14.7%	16.6%	7.3%	7.5%	9.3%	1.9%	1.7%
指定都市（平均）	6.8%	6.9%	8.2%	7.1%	9.8%	10.6%	10.1%	9.0%
都道府県（平均）	6.0%	7.1%	7.4%	7.7%	8.2%	7.8%	7.9%	7.3%

※1 「福祉行政報告例（厚生労働省）」を基に作成

※2 H27.4～地方分権改革に係る第4次一括法により都道府県から指定都市へ権限移譲

2 診断書様式・障害程度認定基準

(1) 診断書様式（知的障害・精神の障害用）【抜粋】

現在の病状又は状態像		左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
⑧ 発達障害関連症状	1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ）	
⑪ 問題行動 及び 習癖	1興奮 2暴行 3多動 4拒絶 5自殺企画 6自傷 7破衣 8不潔 9放火・弄火 10器物破壊 11徘徊・浮浪 12盗み 13性的逸脱行動 14排泄の問題（尿失禁、便秘、便こね、その他） 15食事の問題（拒食、異食、大食、小食、偏食、その他） 16その他（ ）	
⑬ 日常生活能力の程度 (必ず記入してください)	1 食事 (全介助・半介助・自立) 2 洗面 (全介助・半介助・自立) 3 排泄 (おむつ必要・おむつ不要) 4 衣服 (脱げない・着れない・ボタン不能・自立)	5 入浴 (全介助・半介助・自立) 6 危険物 (全くわからない・特定の物、場所のはわかる・大体わかる) 7 睡眠 (夜眠らず騒ぐ・時々不眠・寝ぼける・問題なし)
上記の内容を具体的に記載して下さい。		

(2) 障害程度認定基準【抜粋】

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。
- また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。
- また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

19 障害福祉サービスに係る十分な財政措置について

障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1／2を負担することが義務化（地財法第10条の国庫負担金）されている一方、訪問系サービスについては、法の趣旨を超え、政令において負担範囲を限定しています。そのため、本市でも多額の超過負担が生じており、今後も増加傾向が見込まれる当該費用について、財政を圧迫する要因となっており、制度の持続可能性の維持が困難な状況となっています。

ついては、制度の持続可能性を維持するため、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- （１）現行の訪問系サービスの国庫負担基準を廃止し、他のサービスと同様に給付に要する実際の費用の2分の1を国庫負担とすること。

[要望理由]

訪問系サービスについて、障害の重度化や家族の高齢化による必要なサービス量の増加が進展している中、他のサービスと異なり、市町村の支給決定が国庫負担基準を超えた場合、超過負担分はすべて市町村の負担となり、訪問系サービスの支給量が自治体の財政を圧迫している。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされたものの、今後も訪問系サービスの支給量の増加が見込まれる状況のなか、制度の持続可能性を高めるためにも、各自治体が、国庫負担基準を超えて支給している超過分について、国庫補助の対象とする財政支援の拡大が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 TEL 043-245-5253

[参 考]

千葉市の訪問系サービスにおける超過負担について

(単位:億円)

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費 (A)	国基準額 (B)	国庫負担額 (C) = $B \times 1/2$	国庫負担割合 C/A	超過負担額 $(A-B) \times 3/4$
R 1	1,957 人	29.9	23.4	11.7	39.1%	4.9
R 2	1,950 人	33.3	23.2	11.6	34.8%	7.6
R 3	2,057 人	38.4	25.7	12.9	33.5%	9.5
R 4	2,182 人	41.8	29.0	14.5	34.7%	9.6

20 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加しております。

平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後10年目を迎え、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えております。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。

については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう、強く要望いたします。

（１）生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講じること。

（２）生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への優遇措置については、社会福祉法人等だけに認められている税制優遇を株式会社やNPO法人等にも拡大するなど、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後10年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、地域の実情に応じて実効性のある事業を各自治体が実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。

(3) 両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。

[要望理由]

(1) 生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障をきたすことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

(2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、政令指定都市のうち認定事業所数が25以下の自治体は令和4年3月時点で15自治体となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。

また、法施行後10年目を迎え、制度が広く認知されたこと等により、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については支援実績加算が設けられるなど、多少の改善が見られたものの加算の基準となる標準支援件数が実態と乖離しており、自治体の負担額の増加を十分に緩和する内容となっていない。

このため、事業の実効性を担保する上では、人口区分単位ではなく、1人あたりの単価にすることや実態に即した加算の基準設定など十分な基準額を設定するとともに、国庫負担・補助率の見直しが必要である。

(3) 両制度に対する財政措置について

平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局保護課 Tel 043-245-5165

[参 考]

1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移 (単位：世帯、人、%、百万円)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
世帯数	16,751	16,939	17,252	17,655	17,776	17,859
人員	20,864	20,919	21,095	21,488	21,508	21,484
保護率	21.4	21.5	21.6	22.0	22.0	21.9
保護費 (H20年度 を100とし た場合)	35,060 (170.0)	35,030 (169.8)	35,133 (170.3)	35,370 (171.4)	36,170 (175.3)	37,034 (179.4)

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※令和5年度の保護費は見込み額

2 ケースワーカーの配置数の推移 (単位：人、世帯／人)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
現員数	189	190	194	198	200	201
標準数	205	206	212	215	216	216
不足数	△16	△16	△18	△17	△16	△15
一人当り 世帯数	88	88	88	88	88	87

※各年度4月1日現在

3 本市が行う自立支援の取組み（被保護者が対象） (単位：人、円)

	事業開始 年月	年度	相談員数 等	対象者数 等	就労者数	保護費 削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	H29	21	2,666	943	129,127,781
		H30	21	2,844	956	151,687,607
		R元	21	2,271	909	132,047,439
		R2	24	2,461	765	102,628,087
		R3	24	2,553	916	141,577,975
		R4	24	2,267	1,032	149,024,028
		R5	24	1,995	908	151,051,376
被保護者 就労準備 支援事業	H23.4～	H29	3	54	—	—
		H30	3	42	—	—
		R元	2	77	—	—
		R2	2	127	—	—
		R3	2	175	—	—
		R4	2	160	—	—
		R5	2	161	—	—

4 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位：人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	合計
H29	新規相談	449		477	265			1,191
	就労準備支援	37		12	9			58
	家計相談支援	68		60	12			140
	その他支援	152		188	48			388
	学習支援	27		31	8			66
	就労者	91		69	9			169
H30	新規相談	516		658	542			1,716
	就労準備支援	42		36	18			96
	家計相談支援	64		76	43			183
	その他支援	157		136	108			401
	学習支援	46		57	46			149
	就労者	77		28	10			115
R 元	新規相談	744		848	710			2,302
	就労準備支援	67		52	22			141
	家計相談支援	97		119	84			300
	その他支援	214		181	170			565
	学習支援	57		42	36			135
	就労者	72		38	16			126
R2	新規相談	1,486	431	948	944			3,809
	就労準備支援	49	23	53	27			152
	家計相談支援	86	25	125	111			347
	その他支援	485	236	221	183			1,125
	学習支援	-	-	-	-			267
	就労者	99	6	41	20			166
R3	新規相談	1,339	781	1,001	949	275		4,345
	就労準備支援	35	29	58	21	11		154
	家計相談支援	50	62	91	111	30		344
	その他支援	490	458	304	262	21		1,535
	学習支援	-	-	-	-	-		296
	就労者	73	47	27	43	2		192
R4	新規相談	473	585	609	495	395	207	2,764
	就労準備支援	26	34	33	20	28	11	152
	家計相談支援	54	96	82	86	63	27	408
	その他支援	255	196	203	132	54	64	904
	学習支援	-	-	-	-	-	-	319
	就労者	46	53	31	41	20	11	202
R5	新規相談	471	666	538	557	424	227	2,883
	就労準備支援	35	41	36	27	36	12	187
	家計相談支援	56	128	91	104	60	69	508
	その他支援	172	152	131	108	39	59	661
	学習支援	-	-	-	-	-	-	314
	就労者	31	56	32	40	19	11	189

※生活自立・仕事相談センター若葉はH29年7月に、生活自立・仕事相談センター花見川はR2年9月に、生活自立・仕事相談センター緑はR3年9月に、生活自立・仕事相談センター美浜はR4年9月に開設。

5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和5年度当初		令和6年度当初		(b)
	事業費	国 費 (a)	事業費	国 費 (b)	(a)
生活保護事業費	36,700	27,008	37,500	27,607	1.022

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)}×3/4

21 国民健康保険制度への支援措置等について

国民健康保険制度は、他の被用者保険制度と異なり、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いします。

(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。

また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。

(2) 地方単独事業として実施している、心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。

[要望理由]

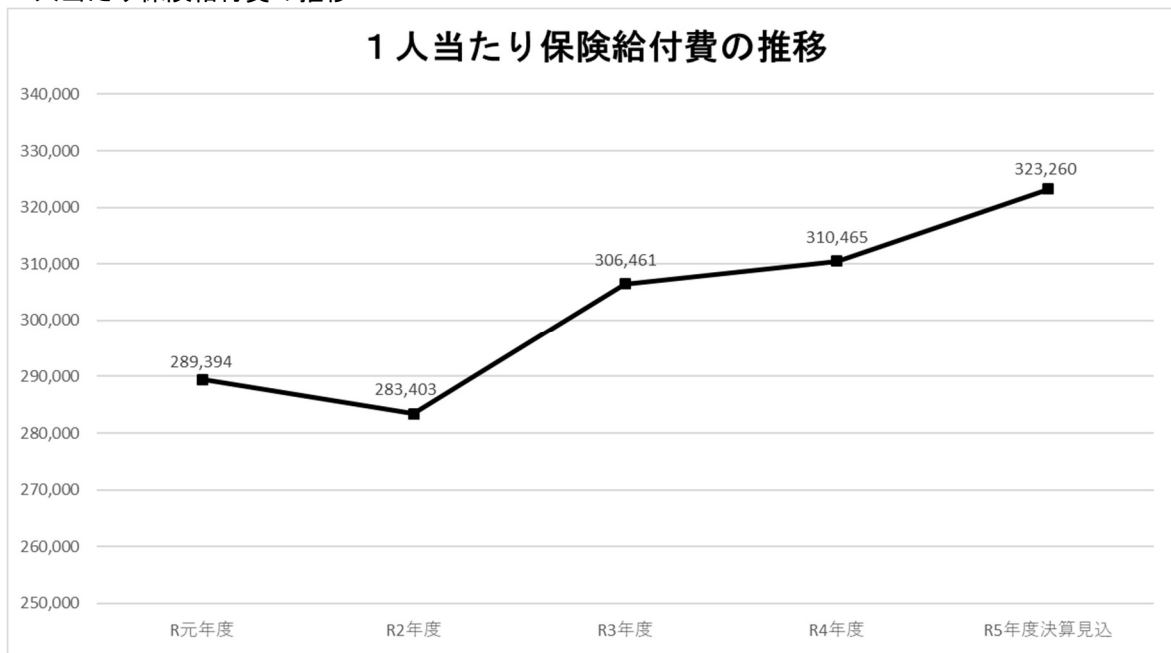
(1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無い場合、本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。

(2) 障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部健康保険課 TEL 043-245-5143

[参 考]

1人当たり保険給付費の推移



※保険給付費：医療費に対する保険者負担分等（審査支払手数料を除く）

保険料改定率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	△0.3%	1.4%	1.3%	2.9%	1.8%
医療・支援金分	△0.9%	1.4%	0.7%	3.0%	2.0%
介護分	7.7%	1.5%	7.6%	1.3%	0.0%

1人当たり平均保険料と所得に占める割合 (R2年度)

保険者	保険料（所得に占める割合）	平均所得
市町村国保	8.9万円（10.0%）	89万円
協会けんぽ	11.7万円（7.1%） ※	166万円
組合健保	13.1万円（5.7%） ※	232万円

※本人負担分の保険料
出典：国保中央会資料

保険料軽減・減免対象世帯の推移

区 分			R2	R3	R4
国 軽 減 制 度	7割	世帯数	34,188	35,282	35,097
		割合（%）	26.7	27.9	28.6
	5割	世帯数	15,394	15,152	14,894
		割合（%）	12.0	12.0	12.2
	2割	世帯数	15,210	14,809	13,976
		割合（%）	11.9	11.7	11.4
	小計	世帯数	64,792	65,243	63,967
		割合（%）	50.6	51.6	52.2
市独自 減免制度	世帯数		27,366	24,626	9,989
	割合（%）		21.4	19.5	8.2
合 計	世帯数		92,158	89,869	73,956
	割合（%）		72.0	71.1	60.3

※割合は全世帯の世帯数で除して算出

国庫負担金減額の推移

（単位：千円）

	H30	R元	R2	R3	R4
障害者への医療費分	230,000	212,000	201,000	203,000	185,000
ひとり親家庭への医療費分			5,000	23,000	22,000
計	230,000	212,000	206,000	226,000	207,000

※ひとり親家庭への医療費助成は令和2年11月から実施

（参考）	H30	R元	R2	R3	R4
子どもへの医療費分	22,000	23,000	16,000	13,000	16,000

※子どもへの医療費助成は令和6年度から減額廃止

22 2050年カーボンニュートラルに向けた 事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進 のための基盤整備について

本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。

国においては、現在、GX実行会議において分野別投資戦略を取りまとめ「産業」「暮らし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け進めるとともに、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示すための議論を始めております。産業部門については、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。

また、家庭部門や業務部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。

つきましては、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「分野別投資戦略」で示された各分野への設備投資や中小企業のGXなどを進めるため、財政支援を着実に実施すること。
- (2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとする。
- (3) 市民や事業者のカーボンニュートラルへの行動変容に繋がる脱炭素に資する設備等の導入を加速化するため、昨今の資材の高騰等を考慮した、財政支援を強化すること。

[要望理由]

- ・千葉市における温室効果ガスのうち、**産業部門からの排出量は総排出量の約6割を占めており**、2050年カーボンニュートラルを目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組みが大変重要となる。
- ・区域内の事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として日本全国または世界規模での2050年カーボンニュートラルを目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。
- ・**環境分野におけるイノベーションを促し、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民間事業者による持続的な環境産業の発展を図ることで、環境と経済の好循環が実現できる。**
- ・現存の技術では温室効果ガス排出削減に限界がある業種において、企業の脱炭素化を目指すためにも、**技術革新に向けた支援やカーボンプライシングの導入は必要不可欠なものである。**
- ・2023年度から試行的に排出量取引制度をスタートさせるものの、今後10年は自主的なものにとどまるとされている。
- ・EUでは、2023年から移行期間としたうえで2026年から炭素国境調整措置が導入予定など、脱炭素化が世界のビジネス取引のルールとなる中で、**国際水準での制度設計が必要**であると考ええる。
- ・市民や事業者による、ZEHや太陽光発電、蓄電池などの設備等の導入は、カーボンニュートラルへの行動変容に繋がるものであるが、**昨今の資材の高騰等により、導入に係る費用が増加していることから、脱炭素に資する設備等のさらなる普及促進を図るために、財政支援の強化が必要**であると考ええる。

[千葉市担当] 環境局環境保全部脱炭素推進課 Tel. 043-245-5263

23 持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の令和4年4月1日の施行を受け、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。

については、3R+Renewableの取組みを推進し、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を社会全体で実現していくため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 拡大生産者責任の考え方に基づきリサイクル制度を再構築すること。
 - ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルにかかる自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すこと。
 - ・プラスチック使用製品廃棄物に対する製造事業者等の自主回収・再商品化の実施責任及び再商品化に要する経費の支払い責任について明確化すること。
 - ・プラスチック使用製品設計指針に沿った取組みが普及するよう、国がガイドライン等により遵守することが推奨される基準を設定するなど、実効性ある制度運用を図ること。
- (2) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。
- (3) 民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。
 - ・処理能力不足や地域偏在が生じないよう、民間施設の整備及び能力増強に対する支援を充実させること。
 - ・再商品化事業者が参入しやすいよう、国が目標年次を定め確保すべき処理能力を明示すること。

(4) 使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、リチウムイオン電池使用製品等の処理困難物対策を関係業界とともに検討し、自主回収・適正処理を義務付けるなど実効性ある対策を講じること。

[要望理由]

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック製品の設計及び製造、販売等の段階における、3R+Renewableの取組みを推進するとともに、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を進めていくことが求められている。

しかしながら、プラスチックのリサイクルに要する経費の多くの部分を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理費や、収集にかかる消費者及び住民に対する周知啓発にかかる経費が自治体負担となっていることに加え、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に要する経費も自治体負担とされている。また、リサイクルシステム全体における事業者の負担が軽いため、使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直し等が進まない原因のひとつとなっているとともに、自主回収・再資源化事業計画の認定実績は少数にとどまっており、プラスチック使用製品設計指針に沿った取組みと併せてさらに加速化していくことが求められている。このような状況下において、あるべき循環型社会を早期に実現するため、拡大生産者責任をさらに強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことにより、プラスチックリサイクル制度を改善し、持続可能な仕組みにしていく必要がある。

また、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対しては特別交付税措置が講じられているが、当該分別収集等は市区町村に対し課せられた努力義務であり、**すべての市区町村があまねく取り組んでいくべきものである**ことから、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

さらに、今後、分別収集・再資源化するプラスチックの量が大幅に増加すると見込まれることから、民間事業者も含めたリサイクル設備の処理能力の確保を、各自治体からの移送距離ができるだけ短くなるよう地域偏在なく確保していくことが極めて重要である。民間施設の整備及び能力増強に対する支援をさらに充実させるなど、国が責任を持って取り組むとともに、目標年次を定めて確保すべき処理能力を明示し、再商品化事業者による設備投資や新たな参入を促す必要がある。

加えて、プラスチック使用製品廃棄物に内蔵されていることが多いリチウムイオン電池等の処理困難物については、処理施設等での火災の原因となるなど、プラスチックの再商品化の支障となっていることから、関係業界とともに対策を検討するとともに、自主回収・適正処理を義務付けるなど実効性ある対策を講じることが必要である。

[千葉市担当] 千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課 Tel 043-245-5237

[参 考]

1 全国の自治体のプラスチック製容器包装廃棄物分別収集実施状況

分別収集実施	67.4%
分別収集未実施	32.6%

・・・千葉市は分別収集未実施、可燃ごみとして処理

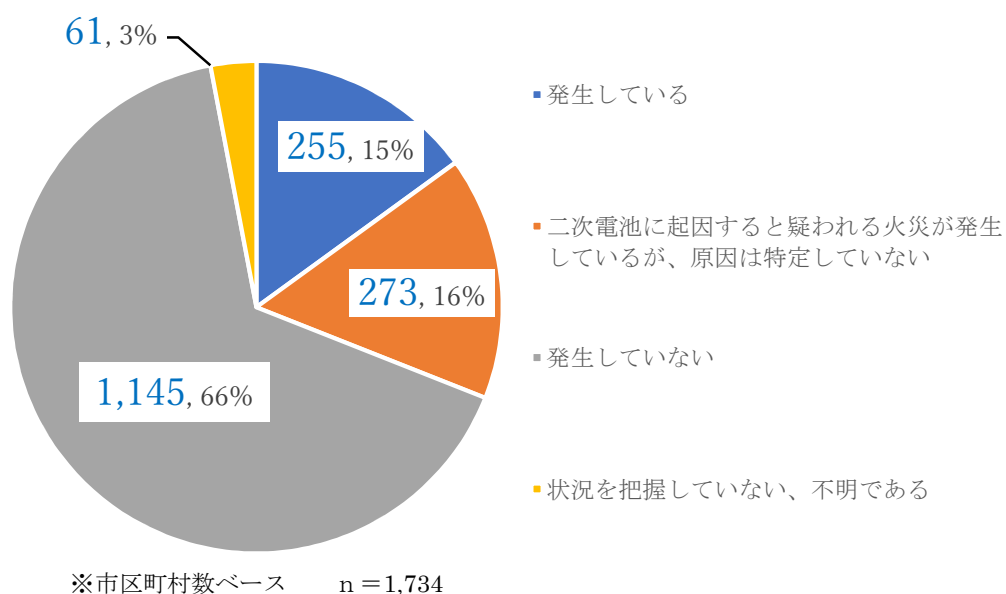
(ペットボトル・白色トレイを除く／令和4年度実績 出典：環境省発表資料)

2 プラスチック使用製品廃棄物を分別収集している自治体数

約100自治体（令和6年度末見込）

（出典：環境省資料）

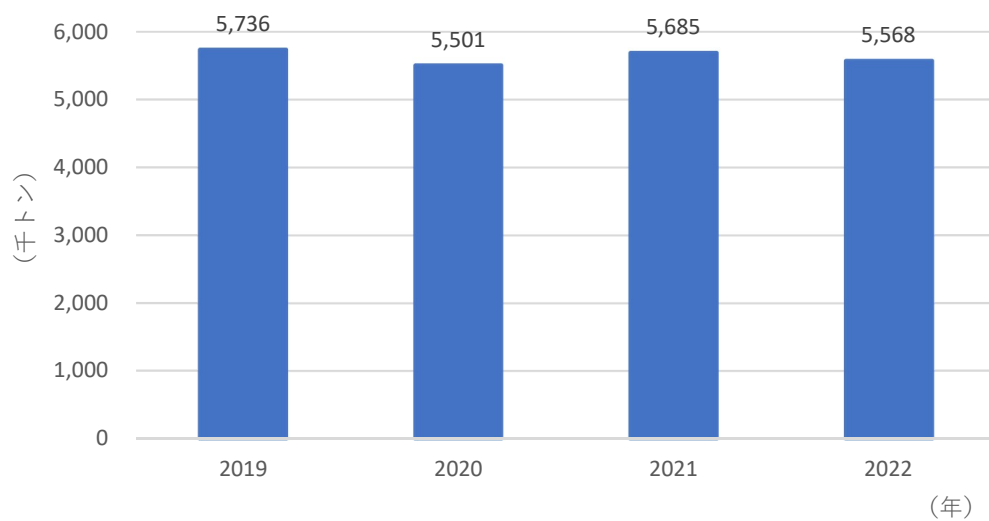
3 二次電池に起因した施設・収集車両の火災発生自治体数（令和3年度）



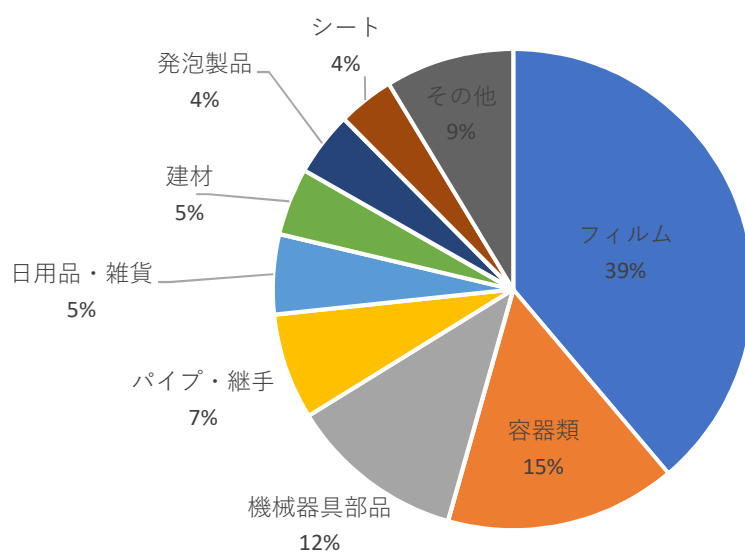
出典：環境省「リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和4年度版）」

4 プラスチック製品の生産量

プラスチック製品の生産量の推移



プラスチック製品生産量の内訳（2022年）



出典：「生産動態統計」（経済産業省）を基に千葉市作成

24 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について

モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO₂排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。

ついては、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保及び補助事業の実施期間の見直し
- (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設

* 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

[要望理由]

- ・ 懸垂型である千葉都市モノレールは他の鉄軌道に比べ軽量であり、バスに比べCO₂排出量が非常に少ないという特徴がある。回生車両への計画的な更新と電力貯蔵装置の導入を主とした省CO₂化計画を策定し、2018年比で2028年には電気エネルギー量で20%（CO₂は約1000t-CO₂/年）削減する目標値を定め公表している。
- ・ 回生車両への更新や電力貯蔵装置（R4年度本格稼働）は、CO₂削減効果だけではなく、災害時停電時においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。また、軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ送電することで、沿線地域の防災・減災にも寄与できるものと考えている。
- ・ モノレールインフラを活用することで沿線地域一帯を対象に省CO₂化を進める取組みは、モノレール沿線の魅力向上や緩やかな居住誘導を促すことが期待でき、ひいてはモノレールの利用促進につながるものと考えている。
- ・ 社会インフラであるモノレールを賢く活用した先進的な取組みの実現には、既存設備類の入れ替えを機に、設備類の高効率化や省エネルギー化などを図り、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け脱炭素化に資する施設等の整備を推進していく必要があると考えている。

[千葉市担当]

都市局都市部交通政策課

TEL 043-245-5350

環境局環境保全部脱炭素推進課

TEL 043-245-5263

[参 考]

1 事業概要

SDGsの実現と施設や設備等の低炭素化を進め、災害に強く、魅力ある地域づくりを進めます

<安心して利便性の高い街>

誰にでも優しい沿線開発

- ・ 徒歩圏内に生活拠点を設けた沿線開発
- ・ MRによる容易な移動

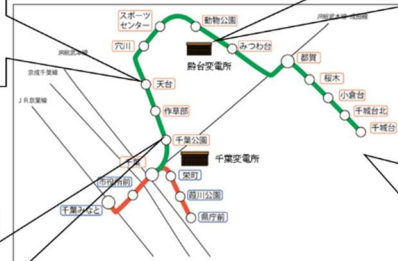


<電力融通のための設備導入>
モノレール軌道桁を活用し、沿線施設との電力融通

- ・ 駅舎設備類の高効率化や省エネルギー化の推進
- ・ 災害時に有効な電力系統構築



モノレールへの電力供給を担う殿台変電所
2021(R3)年度に電力貯蔵装置導入完了



軌道桁を自営線として活用



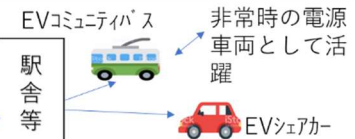
<回生電力の有効利用>

回生車両（R10年度まで）と殿台変電所回生電力貯蔵装置導入

- ・ 電力ピークカット
- ・ 電力使用量削減
- ・ 非常電源としての活用

<スマートな街>

- ・ モノレールの2次交通としてコミュニティバス等EV化
- ・ 利便性向上のために、グリーンスローモビリティ等の導入
- ・ 卒FIT対策と電力の地産地消



2 事業費等

(1) 回生車両新造

車両更新については、耐用年数等を考慮しつつ千葉都市モノレール株式会社が実施しており、16編成中9編成が回生車両となっています。

残りの更新対象車両6編成についても順次更新していく予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運賃収入は大幅に減少しており、車両更新のための費用の確保のほか、半導体不足等による製造期間の長期化が大きな課題となっています。

※市は会社支援措置の一環として、車両建造費の1/2について支援することとしている。

(2) 駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入

各駅舎の変電設備等が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新改良します。

- ・ 対 象：モノレール全18駅の変電設備、空調設備、照明設備等
- ・ 期 間：2023（令和5）年度～2031（令和13）年度
- ・ 費 用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

(3) カーボンニュートラルの実現に資する設備等の導入検討

駅舎等に太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、モノレール軌道桁や駅舎などのインフラを自営線や給電拠点として活用することや大型蓄電池導入について調査検討を進めます。

※R5年度に鉄道技術開発費補助金を活用し、大型蓄電池事業導入のための予備調査を実施

25 バス路線の維持確保に係る支援について

バス路線は市民生活や経済活動の前提基盤となる公共交通ネットワークにおいて、欠かすことのできない重要な役割を担っております。

現下の状況において、運転手の確保が最重要課題となっており、運転手が選ばれる職業となるためには、更なる処遇改善や、それを下支えするバス事業者の経営安定化が必要であるものと考えます。ついては、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化

(2) 路線バス事業者の運行経費への支援の拡充など事業者の経営に対する財政支援

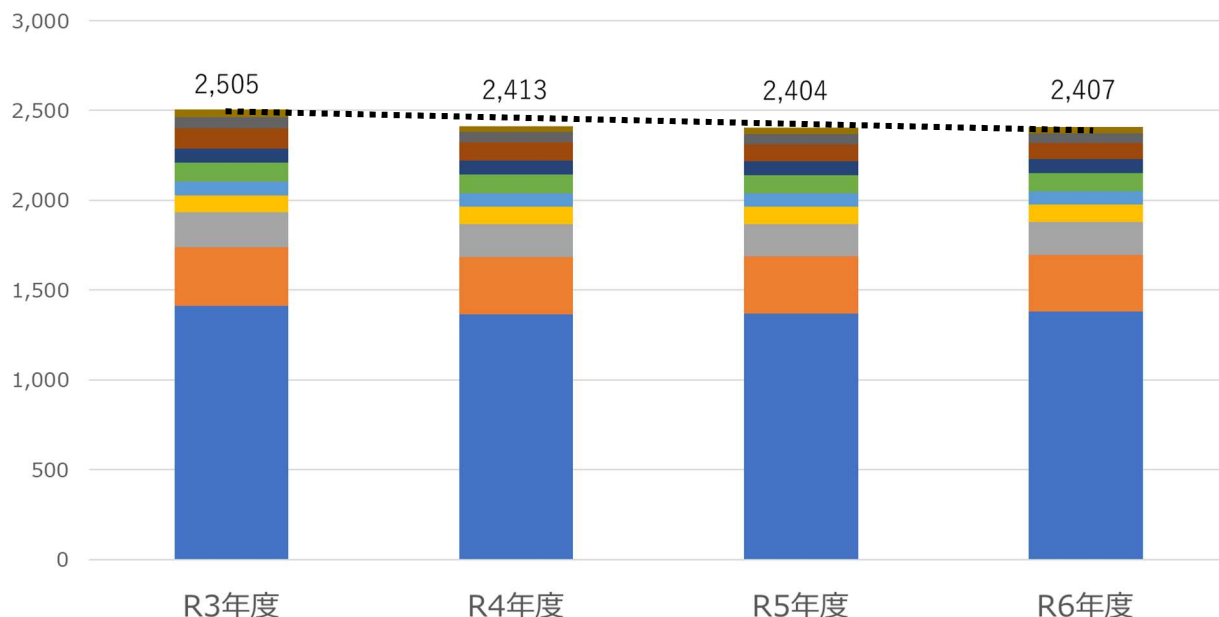
[要望理由]

- ・本市の公共交通ネットワークを構成するうえで重要な路線バスについては、近年のコロナ禍の影響による利用低迷や燃料価格高騰等に加え、慢性的な運転手不足による減便や路線廃止が喫緊の課題となっている。
- ・国土交通省においても、「地域の公共交通リ・デザイン」として、利便性・生産性・持続可能性の高いネットワークの再構築に取り組んでいるが、自動車運転手の働き方改革により生じる、いわゆる2024年問題は、全国的な運転手不足に一層の拍車をかけ、さらなる減便、路線廃止を引き起こしている。
- ・これまでも本市においては、国の地方創生臨時交付金を活用し、燃料費の支援や運転手養成支援などに取り組んでいるが、複数市町村をまたいで路線を運行するバス事業において、地方自治体単独による支援では限界があり、十分な経営改善や、運転手の確保には至らない状況となっている。
- ・路線バス事業者においても、運賃改定等により経営改善を図っているところであるが、厳しい経営状況が続いており、これ以上の運賃改定は、バス利用者の更なる逸失が危惧されるところであり、運賃の値上げや路線の廃止・減便等による利用者への負担や影響が最小限になるよう、国において運転手確保や運行経費などに対する支援制度拡充を求める。

[参 考]

1 市内バス事業者の運転手の推移など

(1) 運転手の推移



※長時間労働の是正、改善基準告示に対応しつつ、現状のバス路線を維持するためには約2,900人の運転手が必要（令和6年度時点で約500人不足）と市では試算

(2) 本市の支援制度

- ・路線バス運転手不足への対策として、事業者には大型2種免許取得に係る教習費（特例講習に係る経費についても支援対象）のほか、運転手求人に係るイベント、ホームページ作成などに係る経費について支援
- ・生活交通として必要なバス路線を維持するため、バス事業者に対し、運行に係る経費について支援

参考：運転手養成支援実績の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
運転手養成支援	6人	2人	16人	4人	28人

2 市内路線バスの減便などの状況

令和6年2月時点と改善告示適用後（4月時点）の減便数

- ・令和6年2月：約8,810便
- ・令和6年4月：約8,260便

※市内全体で約6%の減便率

26 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられており、令和5年度は、コロナ禍の減便から航空需要が回復したことに伴い、前年度と比べ苦情が大きく増加しております。

については、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。
- (4) 騒音軽減策についての検討状況の説明や天候等による一時的な飛行ルート変更理由の速やかな公表など、市民への情報提供を適切に行うこと。

[要望理由]

- (1) 羽田空港の機能強化に伴い、令和2年3月から昼間の一部時間帯では新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、機能強化以前より市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 千葉市は飛行ルートの交差点があるなど騒音負担が大きい状況となっている中、平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から15年以上が経過しているが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。
- (3) 新飛行ルートで採用された新たな騒音軽減策である降下角の引上げについて、千葉市上空を通過する従来の飛行ルートへの適用が検討されているが進展が見られない。
- (4) 市民から国の取組状況や運用状況等に関する丁寧な説明を求める意見や要望が寄せられている。

[千葉市担当]

環境局環境保全部環境規制課 Tel 043-245-5191

[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

① 南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

② 北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
件数	108	224	550	327	365	252	150

区分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
件数	199	124	108	41	29	44	77

27 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。

特に両線の相互直通運転とJR東日本株式会社が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。

ついては、次の事項について強く要望いたします。

(1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

[要望理由]

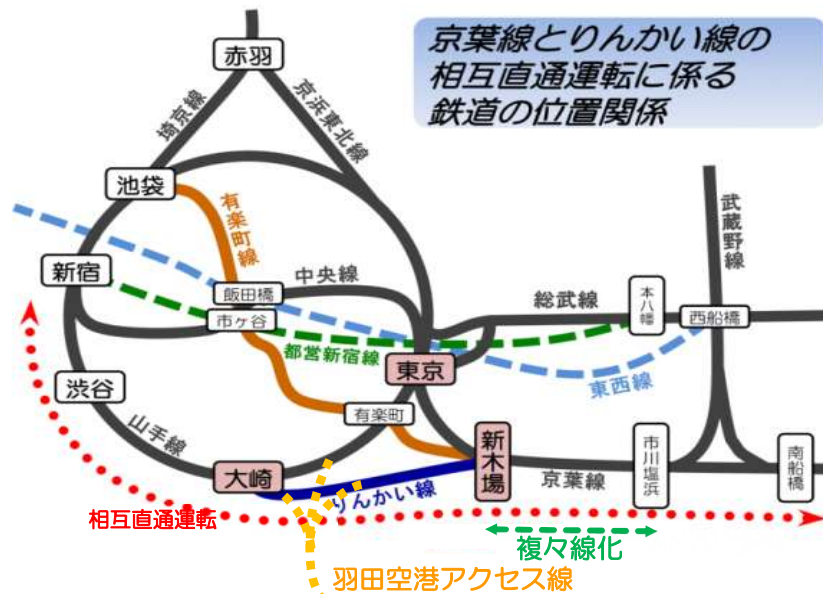
JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線は、新木場駅の蘇我方で線路が接続しているが、運賃収受や線路容量等の課題があり実現には至っていない。

相互直通運転が実現すると、京葉線・りんかい線の利用者及び京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から東京都心への所要時間短縮をはじめ、新木場駅構内の混雑緩和や沿線地域の活性化等の効果が見込まれる。

また、JR東日本株式会社は羽田空港アクセス線構想の実現に向け、アクセス新線及び東山手ルートの運行開始予定時期を2031年としている。同構想は平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられ、「京葉線とりんかい線の相互直通運転と連携し、整備効果を広範囲に波及させる」よう、連携の必要性が指摘されている。

これまで本市では沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めるとともに、鉄道事業者等に対し要望活動を展開してきたが、前述の課題を解決するためには、鉄道事業者に加え、国・東京都及び千葉県など幅広い関係者の継続的な支援が不可欠であるため、要望するものである。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課 Tel 043-245-5350



1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題

- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃収受方法の課題がある。
- ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながらりんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。

2 JR東日本(株)による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、整備を進めており、令和3年1月20日に東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業許可を受けたことを発表した。

■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

(1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等
利用者総便益の増加 = 約52百万円/日

(2) 沿線の活性化

商業販売額の増加 = 約75億円/年(蘇我駅～新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件＝りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース
(ピーク時6本/時、オフピーク時0～4本/時)

28 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、都市機能及び防災力の強化を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 新湾岸道路の計画の早期具体化 . . . ①
- (2) 整備促進
 - ・ 「(仮称)検見川・真砂スマートＩＣ」及び一体となって進めていく一般国道３５７号「検見川立体」の整備促進 . . . ②
 - ・ 一般国道３５７号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 . . . ③
 - ・ 京葉道路の混雑解消のための整備促進 . . . ④
 - ・ 一般国道５１号北千葉拡幅の整備促進 . . . ⑤
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道の整備促進 . . . ⑥
- (3) 調査促進
 - ・ 一般国道１６号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 . . . ⑦
 - ・ 一般国道５１号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 . . . ⑧

[要望理由]

広域幹線道路整備の遅れにより、市内の京葉道路や国道では、各所で慢性的な渋滞が発生していることから、ストック効果を高める道路ネットワークの強化が急務である。

特に、湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させるためにも、「新湾岸道路」の計画の早期具体化を要望する。

また、千葉都心や千葉港など湾岸部からいち早く接続することが可能となる「(仮称)検見川・真砂スマートＩＣ」は、今後整備が本格化することから、整備推進を図るため必要な財源確保を要望するとともに、スマートＩＣと一体となって進めていく必要があると考えている「検見川立体」は、スマートＩＣ設置に伴う交通負荷の軽減や、国道３５７号の「千葉西警察入口交差点」と「稲毛浅間神社前交差点」間の渋滞対策として早期整備が必要であることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

このほか、「一般国道３５７号(蘇我地区)」は、主要渋滞箇所が連担しており、物流や緊急活動等を阻害しているため、整備により、「千葉地区」と一体となって輸送時間や通勤時間の短縮による生産性の向上が期待出来ることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

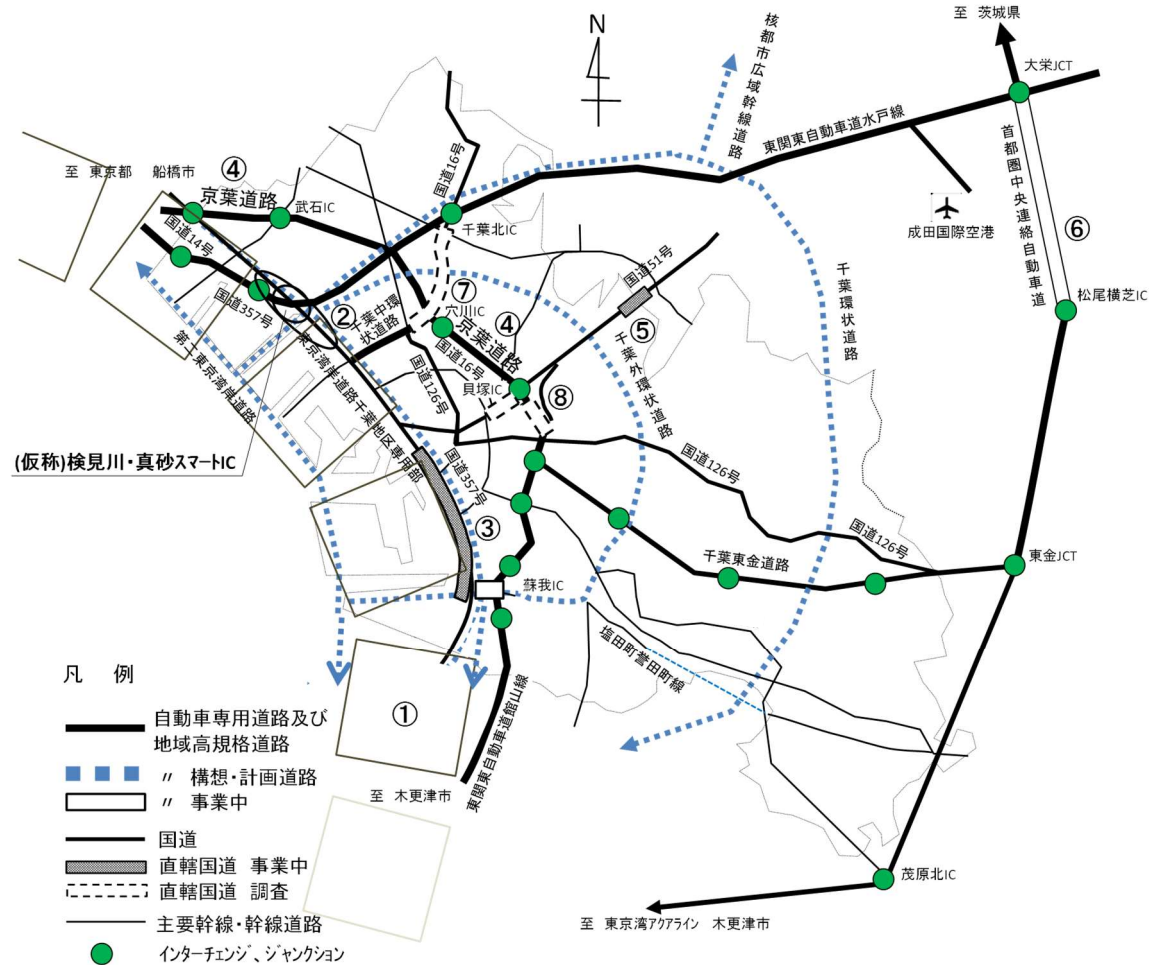
さらに、より一層の生産性を向上させるため、内陸部を通る京葉道路の渋滞対策の推進を強く要望するものである。

なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[千葉市担当] 建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5290

[参 考]

千葉市に係る広域幹線道路網



区 分	名 称	区 間	要望内容	番号
自 動 車 専 用 道 路	京葉道路（混雑解消）	船橋市～千葉市	整備促進	④
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）	整備促進	⑥
	新湾岸道路	外環高谷JCT周辺～ 蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	早期具体化	①
	（仮称）検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 （接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点）	—	—
直 轄 国 道	一般国道357号検見川立体	一般国道357号 千葉西警察入口交差点～稲毛浅間神社前交差点	整備促進	②
	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区問屋町（H28全線6車線供用）	—	—
		中央区問屋町～中央区塩田町（蘇我地区）	整備促進	③
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区若松町～佐倉市	整備促進	⑤
	一般国道16号穴川地区（混雑解消）	穴川交差点～東関東千葉北IC	調査促進	⑦
地 域 高 規 格 道 路	一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間） ～一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸	調査促進	⑧
	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路（千葉地区専用部）	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 （千葉都心を囲む環状道路）	（都）塩田町誉田町線（塩田町地区）	—	—
	千葉外環状道路 （千葉都心4～6km圏の環状道路）	千葉市～千葉市	—	—
地 域 高 規 格 道 路	千葉環状道路 （周辺都市まで含む環状道路）	千葉市～市原市	—	—
			—	—

29 「圏域の拠点都市」として、都市基盤を構築する街路事業の拡充と安定的な財源の確保について

街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靱化に資するほか、本市が、周辺の市町村の雇用を支える「圏域の拠点都市」として、魅力ある都市基盤を構築し、引き続きその圏域をリードする役割を果たしていくためにも不可欠であります、いまだ多くの未整備区間が存在しており、早期整備が必要であります。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 社会資本整備総合交付金（街路事業）の重点配分対象事業の拡充

- ・ 重要物流道路などと一体となって機能するもの…①
- ・ 交通結節点機能を強化するもの…②
- ・ I C アクセス向上に資するもの…③

(2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保

- ・ 塩田町誉田町線（塩田町地区） …④

[要望理由]

本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う街路は、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めているが、いまだ多くの未整備区間があり、事業が長期化している状況である。

そのため、街路整備の効果を早期に発現させるためには、国費の重点配分対象事業を拡充するなど集中的な財政措置が必要である。

また、「塩田町誉田町線（塩田町地区）」は、現在事業中の「一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)」を含めた東京湾岸道路の効果を最大限に発揮させるためにも、積極的に整備を行っていく必要がある。

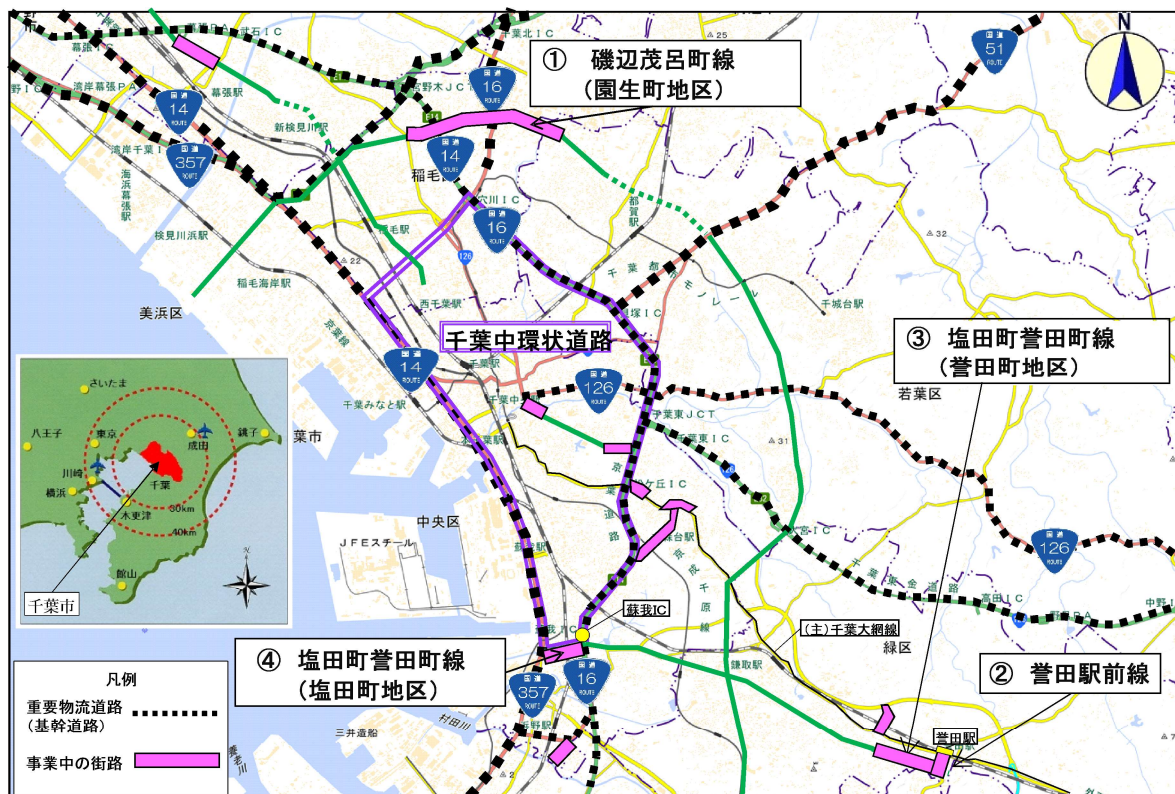
[千葉市担当] 建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5338

[参 考]

1 令和6年度の街路事業費

	事業費	国 費	令和7年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	2,754百万円	1,380百万円	40,682百万円
補助事業 [塩田町誉田町線（塩田町地区）]	138百万円	76百万円	6,255百万円

2 令和6年度 千葉市の街路事業実施箇所



《重要物流道路など一体となって機能する街路整備》

① 磯辺茂呂町線（園生町地区）

重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性の確保を図るため、現在整備を進めている。

《交通結節点機能を強化する街路整備》

② 誉田駅前線

狭小な駅前広場のため、（主）千葉大網線から流入する交通需要へ対応できていないこと、また、現道は歩道がないことから、交通結節点機能の強化や歩行者の安全性の向上を図るため、現在整備を進めている。

《ICアクセス向上に資する街路整備》

③ 塩田町誉田町線（誉田町地区）

誉田駅前線と併せて整備することで、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上や並行する（主）千葉大網線の慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、現在整備を進めている。

《地域高規格道路の整備》

④ 塩田町誉田町線（塩田町地区）

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間（0.78km）である。

取扱貨物量全国第2位の千葉港を有する湾岸地域では、港湾機能の強化等に伴う交通需要の増大が見込まれており、重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことで物流生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の多重性確保を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「地域高規格道路」として、現在整備を進めている。

30 安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進について

本市では、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要がある検見川・稲毛、寒川第一、東幕張の既成市街地3地区において、市施行による土地区画整理事業を実施しております。

これら土地区画整理事業については、施行開始からの事業期間が長期化しており、安全・安心で、快適な魅力と活力ある市民生活と経済活動の基盤となる環境整備のため、できる限り早期の事業完了が求められているところです。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

(1) 社会資本整備総合交付金による持続的かつ安定的な財源の確保

- ・ 検見川・稲毛地区土地区画整理事業
- ・ 寒川第一地区土地区画整理事業
- ・ 東幕張地区土地区画整理事業

[要望理由]

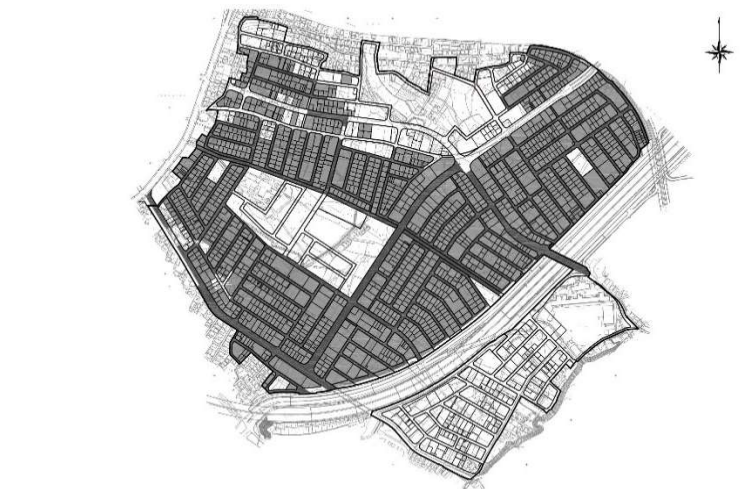
- (1) 本市の都市計画土地区画整理事業は、施行開始から30年を超えて事業が長期化する上記3地区（以下「3地区」という。）や、都市計画決定から80年を超えてなお事業化に至っていない未施行区域が存在しており、まちづくり上、大きな課題となっている。
- (2) 3地区の事業長期化は、建物移転戸数や中断移転費の増、事務所運営費の増など、事業費の累増を生じさせる負のスパイラルを生じさせ、さらなる事業の遅延の要因となっていることから、施行中の3地区の課題と残事業量を踏まえた事業展開を整理し、整備効果の高い「東幕張地区」のJR総武線幕張駅北口駅前広場の整備を先行し、その後、課題と残事業量が少ない「寒川第一地区」を5年後の完了に向けて優先させ、3地区全体の効率化を図りながら早期終息を目指して、事業を進めているところである。
- (3) なお、未施行区域については、都市計画決定からの経年による地区の状況の変化から、事業化に至っておらず、建築制限の問題に加え、一部区域において環境整備が遅れている状況となっていることから、整備手法を見直し、土地区画整理事業によらない代替手法も適用させていくことで、都市計画の廃止手続きを行っていくこととしている。
- (4) こうしたことを踏まえ、3地区の土地区画整理事業をできる限り早期に完了させ、安全・安心で、快適な魅力と活力ある市民生活と経済活動の基盤となる環境整備を行っていくため、社会資本整備総合交付金による持続的かつ安定的な財源の確保が必要である。

[千葉県担当] 都市局都市部市街地整備課 Tel 043-245-5326

[参 考]

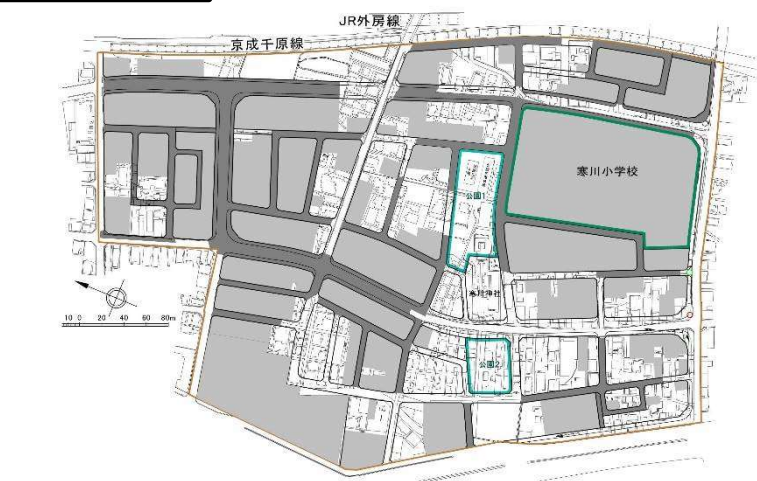
1 施行中3地区の概要と進捗率

検見川・稲毛地区



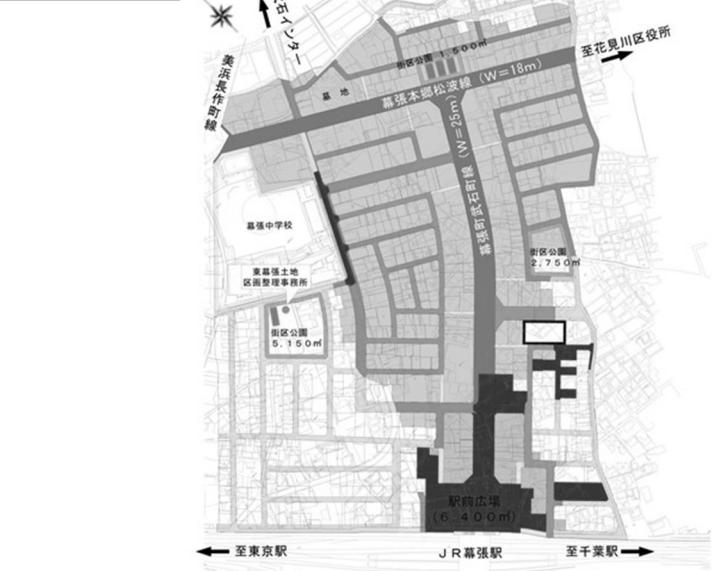
地区概要	
位置	JR新検見川駅より南東約500m
施行面積	67.95ha
事業期間	昭和60年度～令和21年度
経過年数	39年
進捗率	
事業費ベース	68.2% (170億46百万円/249億90百万円)
建物移転ベース	65.2% (242戸/371戸)
道路整備ベース	58.2% (13,770m/23,667m)

寒川第一地区



地区概要	
位置	JR本千葉駅より南西約500m
施行面積	17.73ha
事業期間	平成元年度～令和10年度
経過年数	35年
進捗率	
事業費ベース	77.9% (144億00百万円/184億90百万円)
建物移転ベース	72.9% (365戸/501戸)
道路整備ベース	47.8% (2,646m/5,537m)

東幕張地区

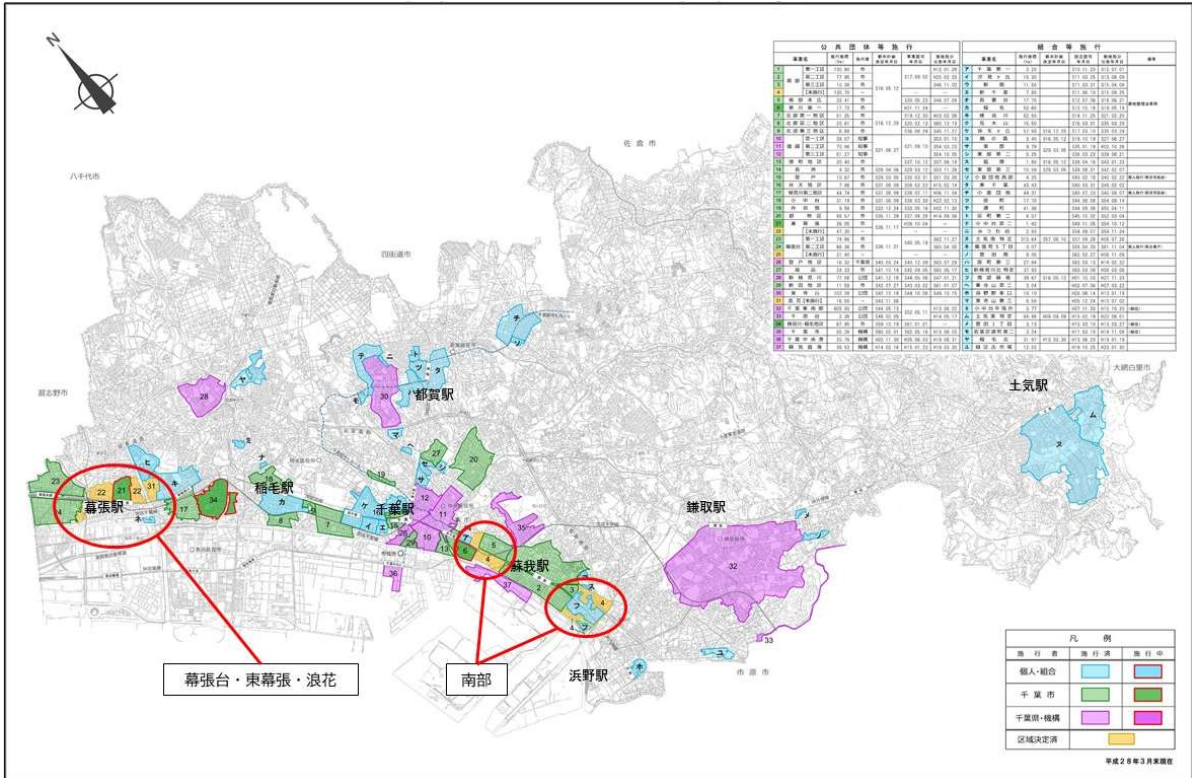


地区概要	
位置	JR幕張駅北側に隣接
施行面積	26.05ha
事業期間	平成8年度～令和17年度
経過年数	28年
進捗率	
事業費ベース	67.0% (246億41百万円/368億円)
建物移転ベース	68.6% (327戸/477戸)
道路整備ベース	53.3% (4,248m/7,972m)

■ ■ : 整備済み

※進捗率は令和4年度末時点(決算ベース)

2 都市計画の廃止に向けて手続き中の区域



都市計画決定区域				
No.	区域名称	指定年 (当初)	指定理由 (当初)	面積 (ha)
1	南部	昭和16年 5月12日	不詳	67.1
2	幕張台	昭和36年 11月21日	人口増による宅地供給 (新市街地形成)	6.7
3	東幕張	昭和36年 11月17日	密集（スプロール）防止	41.3
4	浪花	昭和43年 11月6日	密集（スプロール）防止	16.6
計				131.7

31 国土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新 及び脱炭素事業に係る温室効果ガス排出量 削減のための財政支援について

近年の気候変動に伴う激甚化・頻発化する風水害や大規模地震から、市民の安全で安心な暮らしを守るためには、防災・減災、国土強靱化の推進が不可欠となっております。

また、2050年脱炭素社会の実現に向け、下水道施設等における温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 国土強靱化のためのインフラ施設の改築・更新に係る 必要財源の確保

- ・地震対策： 電線共同溝整備 10～災害拠点病院 3地区
橋梁耐震化 JRを跨ぐ跨線橋 2橋
下水道管渠の耐震化 緊急輸送道路や避難所下流部
- ・老朽化対策： 緊急輸送道路や第三者被害の恐れのある箇所の
橋梁、地下道ポンプ施設、下水道管渠
- ・浸水対策： 重点地区13箇所のうち特に優先すべき箇所 4箇所

(2) 温室効果ガス排出量削減など地球温暖化対策に寄与 する下水道施設の改築に対する財政措置の拡大

- ・老朽化した焼却炉を下水汚泥固形燃料化施設に改築 2基

(3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 の最終年度となる令和7年度においても、必要な 予算・財源を確保すること。

令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化
実施中期計画を早期に策定し、切れ目なく、継続的・
安定的に国土強靱化の取組みを進めるために必要な
予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

[要望理由]

防災・減災対策として、電線共同溝の整備による救助・支援ルート確保、橋梁の耐震補強による鉄道施設への2次被害防止、下水道重要幹線の耐震化の重点的な推進や、緊急輸送道路および第三者被害の恐れのある箇所等の既存インフラ施設に係る確実なメンテナンスサイクルの実施が重要である。

浸水被害が発生した場合に経済的損失が大きい都市機能が集積している重点地区のうち、特にリスクの高い4箇所については早期の効果発現が求められている。

令和12年度までに市の温室効果ガス排出量50%削減を達成するため、令和5年より老朽化した焼却炉を下水汚泥固形燃料化施設に改築する事業に着手しており、事業の継続には多額の予算が必要であることから、補助事業や交付金などの財政支援の強化が不可欠である。

[参 考]

1-1 各施策における状況

1-① 地震対策

- 【道路施設】 電線共同溝整備：青葉町地区・幕張地区・椿森地区・・・①
 橋梁の耐震化：鉄砲塚跨線橋^{てっぽうづか}・西の谷跨線橋^{にしや}・・・②
- 【下水道施設】 下水道管渠の耐震化：緊急輸送道路や避難所下流側などの重要な管渠
 耐震化率約 84% (711 km/845 km) (令和 5 年度末時点)



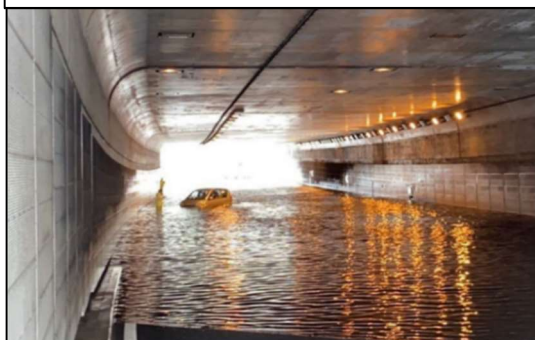
R 元 台風 15 号による電柱倒壊状況



東日本大震災における被災状況

1-② 老朽化対策

耐用年数を経過する地下道ポンプ施設や
 昇降機設備等が 10 年以内に急激に増加
 道路排水ポンプ R5 約 73%⇒R15 約 94%
 昇降機設備 R5 約 4%⇒R15 約 40%
 ⇒ 計画的な改築・更新等が必要



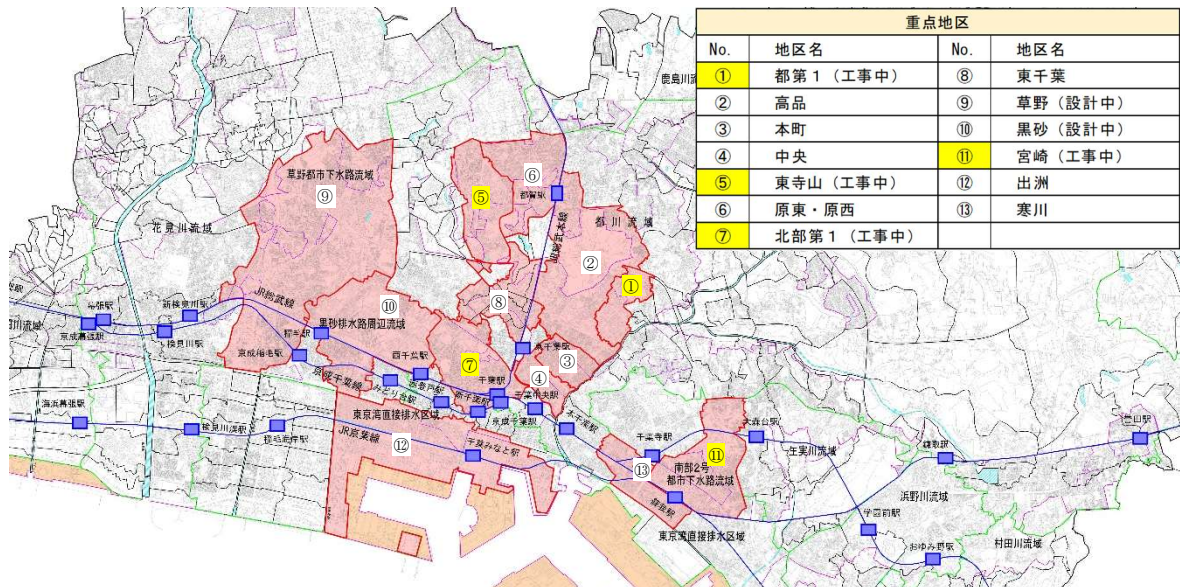
R5.9 台風 13 号の影響による
 地下道冠水状況 (市道新港穴川線)

耐用年数 50 年を経過した下水道管が年々増加
 20 年後に 50 年経過の下水道管が約 40%
 (1,430 km/3,790 km)
 ⇒ 計画的な改築・更新が必要



R 元 老朽化した管渠の損傷による
 道路陥没事故 (緑区あすみが丘)

1－③ 浸水対策（重点整備地区）



令和5年台風第13号等により浸水被害が発生（⑦北部第1地区）
⇒ 再度の災害を防止するため、雨水貯留施設等の整備による浸水対策が急務



2－1 事業費（道路施設）

施策名	R3～R7	
	概算総事業費	うち国費
地震対策	39億円	15億円
老朽化対策	493億円	180億円
合計	532億円	195億円

※千葉市国土強靱化地域計画に位置付けられている道路関連事業の概算事業費

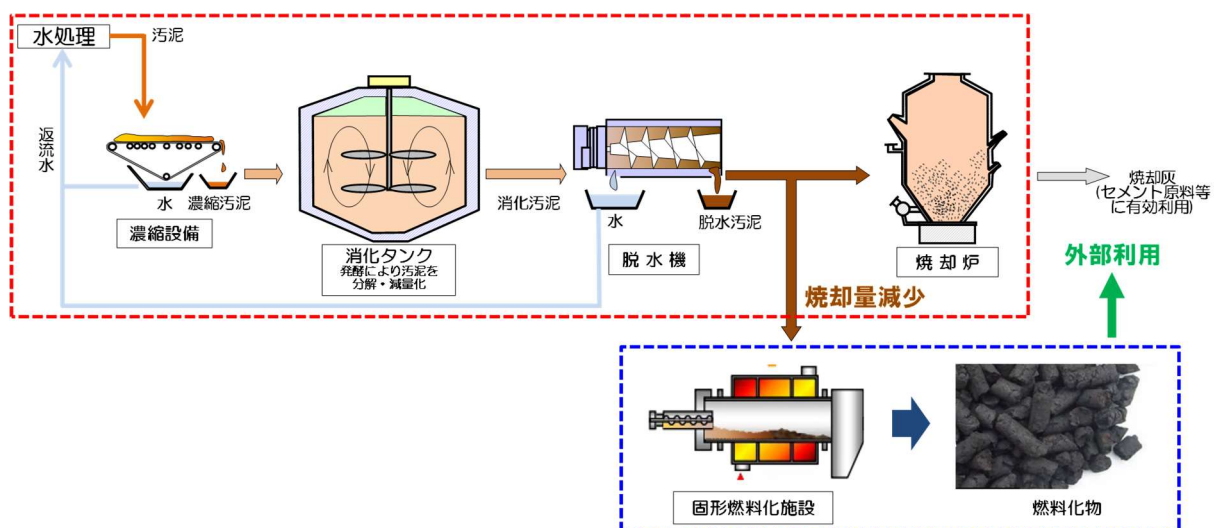
2-2 事業費（下水道施設）

施 策 名		R3～R7 ※R2第3次補正含む	
		概算総事業費	うち国費
国 土 強 靱 化	地震対策	133億円	54億円
	老朽化対策	203億円	44億円
	浸水対策	175億円	59億円
合 計		511億円	157億円

※千葉県国土強靱化地域計画に位置付けられている下水道関連事業の概算事業費

3-1 南部浄化センター下水污泥固形燃料化事業

下水道施設から排出される温室効果ガスの削減が求められている
 ⇒ 温室効果ガス排出量の削減が必要（固形燃料化施設 2 基を導入）
 R8 年度に 1 基、R11 年度に 1 基の稼働を目指し建設中
 R5.3.20 DBO 方式により契約済（工事期間：R5～R10）



3-2 事業費（下水道施設）

事業名	R5～R10	
	概算総事業費	うち国費
南部浄化センター 下水污泥固形燃料化事業	96億円	53億円

[環境省]

32 雑品スクラップに対する規制の拡充について

本市では令和3年10月に全国初の許可制や罰則等の規定を設けた、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、金属スクラップヤード等に対して規制を行っている。しかし、条例制定後も火災が発生する等、生活環境保全上の支障を来す事案が生じている。

については、廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等について制度を見直し、雑品スクラップに対する規制の拡充について、強く要望いたします。

(1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。

[要望理由]

金属スクラップヤード等で保管堆積されている雑品スクラップの中には、有害使用済機器に該当しないものの、リチウムイオン電池を含むなど有害使用済機器と同等の有害性を持つ電子機器が混入しており、これらの機器が原因と思われる火災が発生する等の生活環境保全上、重大な支障を来す事案が生じている。リチウムイオン電池等を含む有害性を持った雑品スクラップについて、法の規制の対象となっていないことから、法に定める保管基準が適用されるように有害性をもとにした規制対象の拡充が必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 Tel.043-245-5685

[参 考]

1 火災発生件数等（令和6年4月30日現在）

ヤード件数…………… 95件

火災発生件数…………… 23件（平成30年度以降）



2 廃棄物処理法における規制対象

家電リサイクル法対象4品目＋小型家電リサイクル法対象28品目のみを規制対象である「有害使用済機器」としている。

有害性や発火性の観点から網羅的に規制対象を定めていない。

規制対象	規制対象外
・家電リサイクル法4品目 （家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等） ・小型家電リサイクル法28品目 （携帯電話、パソコン、ゲーム機等28品目）	・家電リサイクル法4品目と同等の危険性であっても対象となっていない業務用のエアコンや冷蔵庫等の機器 ・無停電電源装置やAED等リチウムイオン電池を含んでいても小型家電リサイクル法の対象外となっている機器

33 循環型社会形成推進交付金の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設工事を令和4年度から着手していることから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進しております。

については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

[要望理由]

循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和6年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として495億円が計上され、令和5年度補正予算分951億円と併せて、合計1446億円を計上しているが、**当初予算額は所要額と大きく乖離している**。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、**年度当初における、所要額の満額の確保について要望する**。

循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、**単位処理能力当たりの交付金対象経費上限額が設定される**とのことであるが、脱炭素化・資源循環の一体的推進を図るとともに、今後の技術動向への柔軟な対応が可能となるよう、**適切かつ柔軟な運用について併せて要望する**。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物施設整備課 Tel. 043-245-5423

[参 考]

1 焼却施設の整備スケジュール

概算 スケジュール	～H28	H29	～	R7	R8	～	R12	R13～
北谷津清掃 工場用地	老朽化により停止		環境アセスメント	解体・建設工事	運用開始			
新港清掃工場 用地	運用			老朽化		生活環境 影響調査	リニューアル整備※	運用開始
北清掃工場 用地	定期修繕のほか必要な修繕等により、令和１２年度まで運用							

※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法

2 一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（令和6年3月29日付け通知）の概要

一般廃棄物焼却施設における建設トン単価上限値(400 t 以上を抜粋)

400t/日以上	450t/日未満	72百万円/ (t/日)
450t/日以上	500t/日未満	70百万円/ (t/日)
500t/日以上	550t/日未満	68百万円/ (t/日)
550t/日以上	600t/日未満	66百万円/ (t/日)
600t/日以上		64百万円/ (t/日)



CHIBA CITY